

1. 議事日程第1号

(平成19年第1回大口町議会定例会)

平成19年3月2日  
午前9時30分開議  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定  
についてから、議案第36号 大口町道路線の認定についてまで(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	鈴木 喜博
5番	木野 春徳	6番	齊木 一三
7番	倉知 敏美	8番	寺澤 正和
10番	宮地 計年	11番	酒井 久和
12番	伊藤 錦邑	13番	吉田 正輝
14番	河合 唯敏	15番	安藤 桂
16番	大森 道弘	17番	高橋 歳治
18番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)9番

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鏊	助 役	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長	佐藤 義則
総務部長	森 進	健康福祉部長	水野 正利

環境建設部長	山田三夫	会計室長	前田 劔吉
教育部長	鈴木宗幸	政策調整課長	近藤 則義
行政課長	馬場輝彦	企画財政課長	大森 滋
情報課長	小島幹久	税務課長	松浦文雄
福祉課長	村田貞俊	こども課長	鈴木一夫
保育長	稲垣朝子	保険年金課長	吉田治則
地域振興課長	星野健一	健康課長	河合俊英
環境経済課長	近藤定昭	建設課長	野田 透
都市開発課長	杉本勝広	下水道課長	前田正徳
学校教育課長	江口利光	生涯学習課長	三輪恒久

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

		議会事務局	
議会事務局長	近藤 登	次 長	佐藤 幹広

### 開会及び開議の宣告

議長（安藤 桂君） ただいまから平成19年第1回大口町議会定例会を開会いたします。

17番議席、高橋歳治君より遅刻の届け出が出ておりますので、御報告いたします。

本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付しました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（安藤 桂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番 宮地計年君、11番 酒井久和君を指名いたします。

---

### 会期の決定について

議長（安藤 桂君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より3月22日までの21日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程のとおりであります。

---

### 諸般の報告

議長（安藤 桂君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の11月分から1月分について並びに平成18年度第2回定例（定期）監査及び行政監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しました。

次に、愛知県商工会連合会会長 権田淳男氏及び大口町商工会会長 酒井見義氏より、地域中小企業に対する行政と商工会の一体的支援体制の確立に関する陳情書が提出されましたので、所管の環境建設常任委員会へ、愛知県保険医協会理事長 堀尾仁氏より、「リハビリテーションの日数制限撤廃を求める意見書」の提出に関する陳情書と、全国トンネルじん肺根絶愛知原告団団長 窪田国蔵氏より、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書提出についての陳情書が提出されましたので、所管の健康福祉常任委員会に送付し、その写しをお手元に配

付しました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第 121条の規定により出席を求めていますので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

議案第 1 号から議案第36号までについて（提案説明）

議長（安藤 桂君） 日程第 4、議案第 1 号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定についてから、議案第36号 大口町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

最初に、町長から平成19年度施政方針を求めます。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、施政方針を述べさせていただきます。

記録的な暖冬とも言われておりますこの冬も間もなく終わりを迎えようとしており、五条川を初め、町内のそこかしこでいつもより早い春の息吹を感じるきょうこのごろとなってまいりました。

平成15年 4 月からこの 4 年間、議会関係者の皆様方の格別の御理解と御協力によりまして、老人福祉センターへの指定管理者制度導入と施設の活性化の実現、第 6 次総合計画の策定、大口中学校建設工事の着手、安全・安心のまちづくりへの取り組みと犯罪発生件数の減少等の成果を実現することができました。心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、日本経済は「失われた10年」を経て、ようやく長期にわたる景気拡大を続けるまでに回復をしてまいりました。しかし、この「失われた10年」を経る中で、国と地方自治体は多額の負債を抱えることになり、このような中で、国は平成16年度から地方への税源移譲、補助金の削減及び地方交付税の見直しを一体のものとして行う三位一体の財政改革を推進してまいりました。

この三位一体の財政改革は、地方政策と地方財政のあり方を地方分権の流れへと大きく変貌させる契機となりました。しかし、国は分権で地方に自由を与えるかわりに自立と責任を求めるという考え方にに基づき、さらに一層の改革を進める方針であると言われていました。この結果、それぞれの地方自治体は、地方分権を担う能力を厳しく問われることになりました。地方が負わなければならない責任の重さは、地方分権に伴う権限の拡大に比例していくことになるからであります。

このように、地方分権の推進は地方自治体に自主決定と自己責任を求めることとなり、地方自治体はその権限と責任において財政基盤の強化、効率的な行政運営と地域が求める課題に対

応するための地方施策の企画立案能力を身につけなければならないことになりました。

これまで行政は、制度的に既存の事務事業を見直すということをほとんど行うことはありませんでした。その結果、職員の削減はできず、慌ただしく事務処理に追われる中、毎年同じように予算が執行されていくというサイクルを繰り返すことになり、事務事業がストックされ、人件費と物件費が常に増大していくという状況ができ上がってきました。

大口町は、これまで地域の活力や企業努力によって財政の弾力性を保ち続けることができてきましたが、今後、経済構造の変化や産業の空洞化、さらには企業の町外への移転等の原因により、財政基盤が一気に揺らぐことも考えられます。しかし、実は景気の変動や産業構造の変化という外的な要因だけではなく、事務事業のストックと毎年の予算編成の内容によっては、財政の硬直化が容易に進むことを私たちは肝に銘じなければなりません。行財政改革は、財政の弾力性が保たれているうちに厳格に断行することを制度化しておくことが将来における行政破綻の悲劇を回避することであり、行政の今を担う者の後代への責任であると考えております。

昨年2月、平成27年度を目標年度とする第6次総合計画を策定し、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念に、財政改革、組織改革、意識改革の三つの改革を通じて、一つ、新しい時代を担う次世代をはぐくむ、二つ、未来へ引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する、三つ、健康で安心な暮らしと災害や犯罪などに強い社会を創造する、四つ、人の知恵・技術・情報が生きる元気コミュニティを創造するという四つの観点から、将来の大口町のありようをお示しすることができました。

平成19年度は、平成27年度の目標年度において総合計画に示された大口町の姿を実現することができるよう、財政基盤をさらに強化するための取り組みと、地域が本当に必要とする課題を解決するための体制を新たに整えたいと考えております。今を見直し、持続できるあしたの大口町を築く、そのための基盤整備に平成19年度は取り組んでまいりたいと考えております。

ここで、平成19年度当初予算の概要を述べさせていただきます。

平成19年度当初予算の規模は、一般会計は101億1,000万円、対前年度比22億円、27.8%の増額、特別会計では50億5,360万8,000円、対前年度比2億1,267万1,000円、4.4%の増額、総額では151億6,360万8,000円、対前年度比24億1,267万1,000円、18.9%の増額となっております。

一般会計におきましては、大口中学校建設事業として34億2,467万円を計上いたしております。主な内訳としましては、第1工区の平成19年度の工事請負費の債務負担分として19億1,200万円、グラウンド及びプール等の整備を行う第2工区の工事請負費として8億2,79万2,000円、及び植栽の工事請負費として4,353万9,000円、さらに平成18年度の第1工区の工事のおくれに伴う平成19年度への繰り越し分4億9,728万9,000円となっております。この4

億 9,728万 9,000円の平成19年度への繰り越しに伴い、一般会計の予算規模が 100億円を超えることになったものであります。

また、一般会計では、今を見直し、持続できるあしたの大口町を築くための基盤整備のための予算といたしまして、政策調整管理費に行政評価システム支援業務委託料として225万2,000円、町民参加条例制定のための調査研究費として 132万円、職員管理費に目標管理等の研修委託料として65万円の合計 422万 2,000円を計上いたしております。一方、集中改革プランによる事務事業の見直しにより 180万 2,000円の歳入の増加見込みと、 1,627万 8,000円の歳出の削減をいたしております。

続きまして、平成19年度の主な施策につきまして御説明をさせていただきます。

第1は、先ほども申し上げましたように、財政基盤の強化と地域が本当に必要とする課題を解決するための体制整備の取り組みとして、政策形成と行政評価制度の確立を目指したいと考えております。

第2は、全町農業公園構想についてであります。

環境・景観・交流・健康及び教育の五つの「K」に集約した農地の持つ多様な機能を活用して農業の活性化を図り、食糧自給率の向上を目的とする全町農業公園構想の今後につきましては、これから構想が目指すべき方向や、それに至る道筋と目標を明らかにし、さらなる構想の充実を図るための取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、住民の参画と参加のまちづくりについてであります。

従来、行政が担当してきた事業領域に、NPO法人等の住民団体が参画または参加することにより、効率的、さらに質の高いサービスを住民の皆様に提供することを目的に取り組んでまいりましたが、引き続き団体の活動拠点整備のため調査・研究を行うとともに、NPO団体の育成及び法人格取得のための支援を図りながら、さらに広範囲な団体のネットワークの構築を目指してまいります。

続きまして、サイバータウン構想についてであります。

大口町では、平成13年度から町内におけるブロードバンド網の整備を図ることにより、人と人のコミュニケーションを図るための、だれでも、いつでも、どこからでも参加できるネットワークづくりに取り組んでまいりました。現在はサイバータウン構想、第2章、住民サービスの充実と、第3章、住民の参画と参加のまちづくりの推進に努めているところであります。おおぐちデジタルミュージアムにおけるコンテンツの追加や動画配信などのコンテンツの充実、学校教育の場におけるスクールネット推進事業及び図書館インターネット事業などの実施、町の公式ホームページの更新などに取り組んでまいりました。このサイバータウン構想におきましては、引き続き、だれでも、いつでも、どこからでも参加できるネットワークのさらなる充

実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

5番目は、安全・安心のまちづくりについてであります。

平成16年8月に、自主的な住民の活動として立ち上げをされました大口町地域安全パトロール協議会を中心に、町民の皆様のお取り組みにより犯罪の防止に努めてまいりました。この結果、平成16年度をピークに、犯罪発生件数は年々減少を続けており、引き続き住民の皆様とともに犯罪防止のための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、災害及び防災対策につきましても、引き続き、防災資機材等の充実を中心に対策を進めるとともに、生活全般において安全・安心が保たれるよう、行政の広い分野で安心・安全のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

最後に、町民一人ひとりが豊かさを享受し、豊かな人生を営むことができるよう、いつでもだれもが学べる町を実現するために、引き続き生涯学習構想の推進を図るとともに、その拠点となるべき大口中学校の平成20年4月の開校に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

以上、平成19年度の施政方針についてお話をさせていただきました。今後、地方分権の流れはますます強くなるものと予想されます。こうした中で、地方自治体はその権限と責任においてみずからの政策判断を行い、行政運営を行っていかねばならないという重い責任を負うこととなります。今後の取り組みいかんでは、大口町の将来に大きな禍根を残すことにもなりかねません。まさに、今を見直し、持続できるあしたの大口町を築くための取り組みが、今、私たちに求められていることを考えなければならないと言えます。

どうか、このような地方自治体の置かれている状況を御理解いただきまして、今後とも一層の御支援と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。以上で施政方針とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） ここで暫時休憩といたします。

（午前 9時57分）

---

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前 9時59分）

---

議長（安藤 桂君） 続いて、提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程させていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が公布されたことに伴い、制定をお願いするものであります。

次に議案第2号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。国家公務員に準じた職員の給与改定を実施することに伴い、改正するものであります。

次に議案第3号 大口町税条例の一部改正についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、改正するものであります。

次に議案第4号 大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第5号 大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第6号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第7号 大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての4議案につきましては、住民サービスの向上を目的に、公共施設を利用する際の負担の公平、手続等の均衡を図ることを目的に改正するものであります。

次に議案第8号 大口町文化財保護条例の全部改正についてであります。文化財保護法の一部改正に伴い、改正するものであります。

次に議案第9号 大口町介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険在宅サービス利用支援費を支給することに伴い、改正するものであります。

次に議案第10号 大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について及び議案第11号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、改正するものであります。

次に議案第12号 大口町国民健康保険条例の一部改正について。健康保険法等の一部改正に伴い、改正するものであります。

次に議案第13号 大口町フレンドシップ継承事業基金の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。愛知県フレンドシップ継承交付金をもって事業基金を設置するため、制定をお願いするものであります。

次に議案第14号 平成18年度大口町一般会計補正予算(第4号)についてであります。歳入歳出それぞれ2億4,688万3,000円を減額し、総額80億6,508万5,000円とするものであります。

次に議案第15号 平成18年度大口町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。歳入歳出それぞれ322万7,000円を増額し、総額7億5,467万6,000円とするものであります。

次に議案第16号 平成18年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであ



ります。歳入歳出それぞれ 552万 5,000円を減額し、総額18億 7,630万 3,000円とするものであります。

次に議案第17号 平成18年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ 7,748万 1,000円を減額し、総額13億 1,193万 3,000円とするものであります。

次に議案第18号 平成18年度大口町国際交流事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ60万円を減額し、総額 133万 5,000円とするものであります。

次に議案第19号 平成18年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ 200万円を減額し、総額 9億 5,987万 5,000円とするものであります。

次に議案第20号 平成18年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ87万円を減額し、総額 2,551万 9,000円とするものであります。

次に議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算についてであります。昨年度より22億円増額の総額 101億 1,000万円とするものであります。

次に議案第22号 平成19年度大口町土地取得特別会計予算についてであります。昨年と同様の総額 2,000円とするものであります。

次に議案第23号 平成19年度大口町介護保険特別会計予算についてであります。昨年度より 3,530万 5,000円増額、総額 7億 7,273万 7,000円とするものであります。

次に議案第24号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計予算についてであります。昨年度より 1億 5,585万円増額の総額19億 1,485万円とするものであります。

次に議案第25号 平成19年度大口町老人保健特別会計予算についてであります。昨年度より 2,481万 7,000円減額の総額13億 5,000万円とするものであります。

次に議案第26号 平成19年度大口町国際交流事業特別会計予算についてであります。昨年度より 142万 6,000円減額の総額50万 9,000円とするものであります。

次に議案第27号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計予算についてであります。昨年度より 4,760万 8,000円増額の総額 9億 8,863万 1,000円とするものであります。

次に議案第28号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算についてであります。昨年度より26万 1,000円増額の総額 2,569万 9,000円とするものであります。

次に議案第29号 平成19年度大口町社本育英事業特別会計予算についてであります。昨年度より11万円減額の総額 118万円とするものであります。

次に議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。議員の定

数の見直し及び地方自治法の一部改正に伴い、変更するものであります。

次に議案第31号 丹羽広域事務組合理約の変更について、議案第32号 尾張市町交通災害共済組合理約の変更について、議案第33号 尾張農業共済事務組合理約の変更についての3議案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い変更するものであります。

次に議案第34号 大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の制定についてであります。地方自治法の規定に基づき、公共下水道使用料の徴収事務を丹羽広域事務組合に委託するための制定をお願いするものであります。

次に議案第35号 大口町道路線の廃止について及び議案第36号 大口町道路線の認定について、両議案につきましては町道路線の整備に伴い、それぞれ廃止・認定をするものであります。

以上、36議案についての提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第1号から議案第3号までについて、総務部長、説明願います。

総務部長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定についてから、議案第3号 大口町税条例の一部改正についてまで、順次説明をさせていただきます。

まず議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定について、その内容につきましては、1ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、現在策定作業を進めております大口町国民保護計画に基づく対策本部及び緊急対処事態対策本部を設置する場合のその組織及び運営に関して、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、制定をするものであります。

条例の朗読をもって説明とさせていただきます。

大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例。

（趣旨）第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、大口町国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

第2項 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

第3項 本部の対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

第4項 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置く。

第5項 本部職員は、町の職員のうちから町長が指名する。

（会議）第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

第2項 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

第2項 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

第3項 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

第4項 部長は、部の事務を掌理する。

2ページをお開きください。

（現地対策本部）第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

第2項 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（委任）第6条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

（準用）第7条 第2条から前条までの規定は、大口町緊急対処事態対策本部について準用する。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行する。

第2項、災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（昭和38年大口町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

3ページには、附則第2項で一部改正を行う災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の新旧対照表を添付しましたので、御参照をいただきたいと思います。

以上で、議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に議案第2号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさ

せていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。  
改正の内容につきましては、3 ページ、新旧対照表をお願いします。

今回の改正は、管理職手当の定率制を定額制に改めることと、扶養手当の算出方法を配偶者は1万3,000円、子、孫、父母及び祖父母等の扶養親族のうち2名までは6,000円、それ以外は5,000円としていたものを、一律1人につき6,000円とするものであります。

管理職手当の規定第10条第2項を、管理職手当の月額、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額、100分の25を超えない範囲内で町長が規則で定める。

扶養手当の規定第12条第3項を、扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。

また、平成18年4月1日施行の附則第10項中、管理職手当に関する経過措置について、附則第10項であります。「前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大口町条例第5号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。」とするものであります。これらの改正は、いずれも国家公務員に準じた給与改定を実施するための一部改正を行うものであります。

1 ページへお戻りください。

附則、（施行期日）第1項、この条例は平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）第2項、大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大口町条例第5号）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の大口町職員の給与に関する条例第10条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大口町条例第5号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」

とする。

(委任)第3項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)第4項、大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年大口町条例第5号)の一部を次のように改正する。

2ページをお願いします。

附則第10項中「及び第10条第2項」を削り、「給与条例第8条第2項中」を「同項中」に改め、「。以下「平成18年改正条例」という。」及び「と、給与条例第10条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」を削る。

以上で、議案第2号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第3号 大口町税条例の一部改正についてであります。

1ページをお願いします。

大口町税条例の一部を改正する条例。大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページ、新旧対照表をお願いします。

今回の改正は、軽自動車税の減免について、障害者福祉において大きく制度の見直しがされたことに対応するため、改正を行うものであります。

第81条第2項で、前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第3号の規定による自立支援医療受給者証(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳等」という。)並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等

のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

その第4号では、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度とするものであります。

1ページへお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第3号 大口町税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長(安藤 桂君) 続いて議案第4号から議案第8号までについて、教育部長、説明願います。

教育部長(鈴木宗幸君) 改めまして、皆様、おはようございます。

議長から御指名をいただきましたので、議案第4号 大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議案第8号 大口町文化財保護条例の全部改正についてまで、順次、その内容の説明をさせていただきます。

まず、議案第4号 大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。大口町民会館の設置及び管理に関する条例(平成6年大口町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、3ページ、新旧対照表をお開きください。

第10条(使用料)第2項の旧では、既納の使用料を還付しないと規定していましたが、他の施設及び管理に関する条例では還付規定があり、施設によりバランスがとれていませんでしたので、今回改正するものでございます。

改正内容としましては、2項で、教育委員会が認めるときは既納の使用料を還付することができることと改正をしまして、また第3項で規定します第1項の「使用料」を「施設使用料」に改正するものであります。

次に、別表(第10条関係)第1項、施設使用料表中、使用料の額を1時間当たり使用料と条文整理をし、備考として、第1項、大口町に在住または在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表で定める額の2倍とする。

第2項、大口町に在住もしくは在勤する者以外のものまたは活動拠点が町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の使用料は、表に定める額の3倍とする規定を追加いたしました。

第2項の設備使用料の表中では、単位及び使用料の額（円）を単位と使用料の金額（円）に区別し、ホール放送機器1回、冷暖房機（ホール）1時間当たり「500円」を「1,000円」に改正し、「ピアノ」を「グランドピアノ」へと字句改正し、太鼓1基500円を追加するものがあります。

2ページへお戻りください。

附則、第1項、この条例は平成19年4月1日から施行する。

第2項、改正後の大口町民会館の設置及び管理に関する条例の規定は、平成19年4月1日以降に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

以上で、議案第4号 大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明とさせていただきます。

続いて、議案第5号 大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例（平成15年大口町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、3ページ、新旧対照表をお開きください。

第10条（使用料）第2項では、議案第4号 大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと同様、教育委員会が認めるときは、既納の使用料を還付することができることに改正し、また、第3項で規定します第1項の「使用料」を「施設使用料」と改正するものがあります。

次に、別表（第10条関係）第1項、施設使用料の表中、昼間と夜間に区別し、夜間は昼間の1.5倍の使用料金が規定されておりましたが、昼間・夜間でも同じように照明や冷暖房を入れて御使用いただいておりますので、昼間の使用料金ベースに統一し、その他区分を削除するものであります。

また、設備等使用料では、使用できない設備を削除し、照明灯は全面1時間当たり500円（反面は半額）と、集会室冷暖房機は1時間当たり1,000円と改正するものがあります。

施設使用料及び設備等使用料の備考として、第1項、大口町に在住または在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表で定める額の2倍とする。

2項、活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍すると条文整理し、設備等使用料の備考に、第3項、集会室冷暖房機については、全面利用者限り使用することができる規定を追加するものがあります。

2 ページへお戻りください。

附則、第 1 項、この条例は平成19年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、改正後の大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、平成19年 4 月 1 日以降に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

以上で、議案第 5 号 大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明とさせていただきます。

続いて、議案第 6 号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。大口町温水プールの設置及び管理に関する条例（平成 7 年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、3 ページ、新旧対照表をお開きください。

温水プール関係の改正では、更衣室ロッカーの専用貸し出し、プール専用料の見直し、回数券の発行をしましてまいります。温水プール利用者から、更衣室のロッカーの専用貸し出しをしてほしいと要望が多いため、第 5 条（利用許可）、第 6 条（利用の不許可）、第 7 条（利用者の義務）の「温水プール」を「温水プール（ロッカーを含む。）」と改正し、別表（第 9 条関係）大口町温水プール使用料では、「個人使用料」を「温水プール個人使用料」とし、新たに温水プール個人使用料の大人11回数券 3,000円、小・中学生11回数券 1,000円を追加し、「専用料」を「温水プール専用料」とし、「平日 1 時間 3,090円、日曜日 1 時間 4,120円」を「大人 1 時間 1 コース（1 時間未満は、1 時間とする。） 1,600円」と「中学生以下 1 時間 1 コース（1 時間未満は、1 時間とする。） 800円」に改め、ロッカーの専用料として 1 個 1 月間 1,000円を、備考として、1 項、回数券は紛失しても再発行しない。

第 2 項、温水プール専用利用者が大人と中学生以下で構成される場合の単価は、大人とする。

第 3 項、ロッカーの専用開始日が月の途中となる場合の専用料の起算日は、専用開始日が属する月の 1 日とするを追加改正するものであります。

3 ページへお戻りください。

附則、第 1 項、この条例は平成19年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、改正後の大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の規定は、平成19年 4 月 1 日以降に利用または専用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用または専用を受けた者については、なお従前の例による。

以上で、議案第 6 号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、



その内容の説明とさせていただきます。

続いて、議案第7号 大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例（平成6年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、2ページ、新旧対照表をお開きください。

第10条（使用料）第2項では、議案第4号及び議案第5号と同様に、教育委員会が認めるときは、既納の使用料を還付することができるものと改正するものであります。

1ページへお戻りください。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

第2項、改正後の大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、平成19年4月1日以降に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

以上で、議案第7号 大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明とさせていただきます。

続いて、議案第8号 大口町文化財保護条例の全部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町文化財保護条例。大口町文化財保護条例（昭和51年大口町条例第23号）の全部を改正する。

改正内容につきましては、6ページ、改正要旨をお開きください。

1．文化財保護法の改正により、条文の移動があり、条例で引用していた第98条第2項が第182条第2項になりました。

2．文化財保護法の改正により、文化財の定義に文化的景観及び伝統的建造物群の追加がございました。

3．町の指定文化財に指定する際に、有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群といった文化財の種別を明確にすることになりました。

4．町費補助金について、国・県指定文化財についても対象にしました（実際には、国・県費補助金が採択されたときが対象となります）。なお、17年度中に初めて大口町で国指定文化財が1件認定をされました。

5．様式を条例から規則に移し、条文の内容を精査させていただきました。

5 ページをお開きください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第 8 号 大口町文化財保護条例の全部改正について、その内容の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 会議の途中ですが、10時55分まで休憩といたします。

（午前 10 時 43 分）

---

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前 10 時 55 分）

---

議長（安藤 桂君） 続いて議案第 9 号から議案第13号までについて、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議案第 9 号 大口町介護保険条例の一部改正についてから、議案第13号 大口町フレンドシップ継承事業基金の設置及び管理に関する条例の制定についてまで、その内容について説明をさせていただきます。

初めに、議案第 9 号 大口町介護保険条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例。大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2 ページの新旧対照表により説明させていただきます。

2 ページをお願いします。

今回の大口町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として在宅サービス利用者が通所系のサービスを利用される場合、第 1 段階から第 3 段階までの低所得者に対する処遇について、その一部を在宅支援費として支給するため、現行の第 3 条の 2 第 1 項に第 2 号として、介護保険在宅サービス利用支援費を追加するものです。

なお、具体的には、1 ヶ月当たり 5,700円と食費の実支出額のいずれか低い額から、最も所得の低い第 1 段階の方は自己負担分として 1 食当たり 130円を、第 2 段階の方は 1 食当たり 170円を、第 3 段階の方は 280円を控除した額を支援費として支給するものであります。

1 ページにお戻りください。

附則、この条例は平成19年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 9 号 大口町介護保険条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例。大口町児童扶養手当支給条例（昭和50年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

今回の大口町児童扶養手当支給条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部改正により、関係用語の整理を行うものでございます。現行条例の第2条第1項及び第4条に規定します盲学校、聾学校、養護学校の区分をなくし、改正後は特別支援学校とするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上で、議案第10号 大口町児童扶養手当支給条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続いて、議案第11号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

今回の大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正につきましては、議案第10号と同様、学校教育法の一部改正により、関係用語の整理を行うものであります。現行条例の第2条第1項第1号に規定します盲学校、聾学校、養護学校の区分をなくし、改正後は特別支援学校とするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上で、議案第11号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続いて、議案第12号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例。大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明させていただきます。

2ページをお開きください。

今回の大口町国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保健法及び健康保健法施行令の一部改正により、葬祭費につきましては平成18年10月1日から支給額が8万円から5万円とされていることにより、条例第7条に規定する葬祭費の額を「8万円」から「5万円」とするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

2項、改正後の大口町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の葬祭について適用し、施行日前の葬祭については、なお従前の例による。

以上で、議案第12号 大口町国民健康保険条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続いて、議案第13号 大口町フレンドシップ継承事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

2005年3月25日から9月25日の会期185日間にわたって開催されました「愛・地球博」につきましては、予定の入場者1,500万人を700万人超える2,200万人もの入場者がございました。こうしたことから、愛・地球博余剰金のうち64億5,000万円を開催県の愛知県に配分され、このうち10億円が均等割、人口割、フレンドシップ受け持ち国数割で愛知県内の市町村に交付金として配分されます。関係市町村においては、最長平成19年度から23年度までの5年間事業として、愛知県フレンドシップ継承事業が実施されることとなりますが、大口町といたしましては平成19年度に一括し1,196万8,000円の交付金を受け、これを一たん基金に積み、事業計画に基づき一般会計において基金を財源として事業を進めてまいります。このため原資管理のための基金条例を設置するものでございます。

第1条は、趣旨規定を置くものであります。

第2条は、基金の設置及び原資についての規定であります。

第3条は、基金設置の期間を最長平成19年度から平成23年度までとするものであります。

第4条は、基金の管理に関する規定であります。

第5条は、基金の運用収益の処理に関する規定であります。

第6条は、国際交流の取り組みを定着させるフレンドシップ継承事業に対してのみ基金を取

崩し、処分できる旨の規定であります。

第7条は、規則への委任規定であります。

2ページをお願いします。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上で、議案第13号 大口町フレンドシップ継承事業基金の設置及び管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第14号について、総務部長、説明願います。

総務部長（森 進君） それでは、議案第14号 平成18年度大口町一般会計補正予算（第4号）について、その内容の説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費。款6.項1.農業費、目7.農地費のうち、大口町土地改良区への補助金のうち、下小口下島地区の換地処分に係る経費 727万 8,000円を19年度に換地業務の工期を繰り越すため、繰越明許をお願いするものです。また、同じく款6.項1.農業費、目9.国土調査費のうち、同様に下島地区に係る国土調査事務等委託料 661万 5,000円について、繰越明許費をお願いをするものであります。

次に、5ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正。大口中学校建設事業に係ります債務負担行為の限度額について、当初予算で28億 6,100万円とお願いをいたしました。過日、所管の委員会協議会及び全協でも御報告しました18年度分の同事業の進捗が予定より少なくなりますので、その差額について次年度へ繰り越すことに伴い、限度額を33億 2,400万円に補正をするものであります。

次に、6ページ、7ページをお願いします。

第4表 地方債補正。同じく統合中学校建設事業に係る地方債についても、債務負担行為補正と同様の事由により18年度の事業量が減少することに伴い、その財源であります地方債について、4億 1,800万円の限度額を限度額 2億 3,490万円に補正をお願いするものであります。

続いて、事項別明細書11ページ、12ページをお願いします。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目2.法人、補正額として1億 9,800万円の増額をお願いするものです。その内容は、景気回復に伴う町内企業の法人町民税の法人税割を追加するものであります。

款11. 分担金及び負担金、項1.負担金、目1.民生費負担金、補正額として702万 8,000円の減額をお願いするものです。その内容は、保育園運営費保護者負担金を当初見込み園児数より園児数が減少したことに伴う減額であります。

款13. 国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.民生費国庫負担金、補正額として1,309万 6,000

円の減額をお願いするものです。その内容は、児童手当費負担金の精算交付申請に伴う増額または減額であります。

目3.教育費国庫負担金、補正額として 6,475万 3,000円の計上であります。この内容は、大口中学校建設に係る国庫支出金の予算科目を変更することとあわせて18年度事業見込みに合わせた金額を計上するものであります。

項2.国庫補助金、目4.土木費国庫補助金、補正額として 534万 1,000円の増額をお願いするものです。その内容は、庁舎等のアスベスト撤去工事に係る補助金の交付決定に伴う計上であります。

目5.教育費国庫補助金、補正額として1億 9,660万円の減額をお願いするものです。その内容は、項1.国庫負担金でも触れましたが、大口中学校の建設に係る国庫支出金の科目の変更に伴い、当初予算で計上をしました額、全額を減額するものであります。

13ページ、14ページをお願いします。款14. 県支出金、項1.県負担金、目1.民生費県負担金、補正額として 581万 1,000円の減額をお願いするものです。その内容は、款13. 項1.目1.民生費国庫負担金と同様の理由による増額または減額であります。

項2.県補助金、目4.農業費県補助金、補正額として 243万 5,000円の減額をお願いするものです。その内容は、事業費の確定に伴う補助金を減額するものであります。

目6.土木費県補助金、補正額として 110万円の減額をお願いするものです。その内容は、事業費の確定に伴い、道路改進黨業費補助金は減額をし、橋梁整備事業費補助金は追加をするものであります。

款15. 財産収入、項2.財産売払収入、目1.不動産売払収入、補正額として 598万 8,000円の増額をお願いするものです。その内容は、新宮一丁目及び高橋二丁目の普通財産の売払収入を追加するものであります。

15ページ、16ページをお願いします。款17. 繰入金、項1.基金繰入金、目3.学校施設整備事業基金繰入金、補正額として1億 950万円の減額をお願いするものです。その内容は、大口中学校建設事業の事業量の減少に伴い、その財源であります学校施設整備事業基金からの繰り入れを減額するものであります。

款19. 諸収入、項3.目4.雑入、補正額として 131万 4,000円の減額をお願いするものです。その内容の主なものは、商工費雑入 147万 2,000円の追加、及び土木費雑入 277万 3,000円の減額等であります。

款20. 項1.町債、目3.教育債、補正額として1億 8,310万円の減額をお願いするものです。その内容は、6ページ、7ページ、第4表 地方債補正で説明しました統合中学校建設に係る地方債の減額であります。

17ページ、18ページをお願いします。

歳出、款1.項1.目1.議会費、補正額として85万円の減額をお願いするものです。その内容は、議会活動事業のうち行政視察の実績に伴う旅費の減額であります。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として764万7,000円の増額をお願いするものです。その内容は、職員給与費で勸奨退職者2名に伴う追加負担金1,134万7,000円の計上、並びに安全・安心まちづくり事業の火災警報器補助金の当初見込みが多過ぎたことに伴いまして、370万円の減額をするものであります。

目2.政策調整管理費、補正額として720万8,000円の減額をお願いするものです。その主なものは、地方分権推進事業で行政評価システム構築支援業務委託料349万6,000円の減、及び暮らし楽々まちづくり推進事業で巡回バス試行管理業務委託料53万2,000円、及び巡回バス調査業務委託料248万8,000円を減額するものであります。

目4.財産管理費、補正額として282万6,000円の減額をお願いするものです。その内容は、庁舎管理事業の温水機設置及び庁舎アスベスト撤去工事費の執行残の減額であります。

目7.財政調整基金費、補正額として3億3,726万8,000円の増額をお願いするものです。その内容は、18年度現計予算の執行残、好景気により法人町民税の増額、及び大口中学校建設事業の事業費の減に伴う積立金の追加であります。

19ページ、20ページをお願いします。目8.情報管理費、補正額として233万1,000円の減額をお願いするものです。その主なものは、地域情報化推進事業のおおくちデジタルミュージアム保守点検委託料については、広く町民の方々のコミュニケーションの場として活用いただける委託先を考えていましたが、適当な委託先が見つからず減額をするものであります。

項2.徴税费、目2.賦課徴收費、補正額として250万6,000円の減額をお願いするものです。その内容は、土地評価業務委託料の執行残等の減額であります。

21ページ、22ページをお願いします。款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として1,095万8,000円の増額をお願いするものです。その内容は、国民健康保険特別会計への繰出金の追加であります。

目2.老人福祉費、補正額として177万7,000円の増額をお願いするものです。その内容は、職員給与費等に係る介護保険特別会計への繰出金の追加であります。

目3.障害者福祉費、補正額として150万円の減額をお願いするものです。その内容は、障害福祉計画策定事業委託料の執行残であります。

目4.福祉医療費、補正額として1,481万7,000円の増額をお願いするものです。その内容は、老人保健特別会計への繰出金の追加2,531万7,000円の増、並びに乳幼児等医療費及び福祉給付金助成事業の扶助費1,050万円を減額するものであります。

23ページ、24ページをお願いします。項2.児童福祉費、目2.児童措置費、補正額として1,010万円の減額をお願いするものです。その内容は、児童手当の扶助費について、法律の改正に伴う所得制限の見直し、及び当初見込みの児童数が少なかったことに伴い増減を行うものであります。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目2.予防費、補正額として985万1,000円の減額をお願いするものです。その内容は、予防接種委託料において、日本脳炎の再開計上分、三種混合等の実績に伴う減額であります。

25ページ、26ページをお願いします。項2.清掃費、目1.塵芥処理費、補正額として2,155万9,000円の減額をお願いするものです。その内容は、可燃ごみ収集事業でゴミ袋作成に伴う消耗品費1,136万4,000円の減、及び江南丹羽環境管理組合の負担金1,019万5,000円の減額であります。

目2.循環型社会形成費、補正額として459万2,000円の減額をお願いするものです。その内容は、資源リサイクルセンター建設工事費の請負残であります。

目3.し尿処理費、補正額として126万1,000円の減額をお願いするものです。その内容は、愛北広域事務組合し尿処理場運営費等の減額であります。

款6.項1.農業費、目7.農地費、補正額として774万円の減額をお願いするものです。その内容は、一般管理事業では大口町土地改良区への補助金344万円の減、及び単独土地改良事業で農道、農業用排水安全対策等施設整備工事費430万円の減で、実績に伴います減額であります。

目9.国土調査費、補正額として130万円の減額をお願いするものです。その内容は、国土調査事務等委託料の実績に伴う減額であります。

27ページ、28ページをお願いします。款7.項1.商工費、目3.観光費、補正額として128万円の減額をお願いするものです。その内容は、尾北自然歩道環境整備工事費の請負残であります。

款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目2.道路新設改良費、補正額として630万円の減額をお願いするものです。その内容は、県補助に係る道路整備事業では事業確定に伴い道路改良工事費360万円の減、及び町単独の道路整備事業では用地測量、分筆登記、調査事務等委託料270万円の減額であります。

目3.橋りょう新設改良費、補正額として870万円の減額をお願いするものです。その内容は、町単独橋りょう整備事業の工事請負費300万円の減、及び県補助橋りょう整備事業の請負残570万円の減額であります。

29ページ、30ページをお願いします。項4.都市計画費、目5.公共下水道費、補正額として150万円の減額をお願いするものです。その内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額であります。



項5.住宅費、目1.住宅管理費、補正額として 297万円の減額をお願いするものです。その内容は、町営住宅外壁改善工事及び植松住宅A・B棟解体工事の請負残であります。

款9.項1.消防費、目2.消防施設費、補正額として 406万 5,000円の減額をお願いするものです。その内容は、丹羽広域事務組合への負担金の減額であります。

31ページ、32ページをお願いします。款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費、補正額として 160万円の減額をお願いするものです。その内容は、幼稚園就園奨励費に係る園児数の見込みが少なかったことに伴う補助金の減額であります。

目3.学校施設整備事業基金費、補正額として 1億 2,672万 8,000円の増額をお願いするものです。その内容は、大口中学校の建設工事において、当初予算と比較して18・19年度の割合は変わりましたが、契約をしました工事費等の請負残を学校施設整備事業基金へ追加積み立てを行うものであります。

項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として 180万 4,000円の減額をお願いするものです。その内容は、南小学校アスベスト撤去工事の請負残であります。

項3.中学校費、目3.学校建設費、補正額として 6億 3,235万 6,000円の減額をお願いするものです。その内容は、統合中学校建設事業が当初予定より入札及びアスベスト撤去工事実施等に伴い事業量が減少し、管理委託料及び工事請負費を減額するものであります。

項4.社会教育費、目1.社会教育総務費、補正額として 200万円の減額をお願いするものです。その内容は、芸能文化事業を外部委託を予定いたしておりましたが、町内文化活動団体との協働事業で実施することができたことに伴う減額であります。

33ページ、34ページをお願いします。目4.文化財保護費、補正額として 120万円の減額をお願いするものです。その内容は、文化財保護事業に係る印刷製本費の減額であります。

項5.保健体育費、目2.体育施設費、補正額として 140万円の減額をお願いするものです。その主なものは、雨天等による施設常駐管理委託料及び作業内容の精査による樹木剪定等委託料の減額 170万円ほかであります。

なお、35ページ、36ページには給与費明細書を、37ページ、38ページには債務負担行為に係る調書を、39ページには地方債に係る調書をそれぞれ添付してありますので、御参照をいただきたいと思えます。

以上で、議案第14号 平成18年度大口町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第15号から議案第18号までについて、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議案第15号 平成18年度大口町介護保険特別会計補

正予算（第4号）から議案第18号 平成18年度大口町国際交流事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、その内容について説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第15号 平成18年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明をさせていただきます。

7ページ、8ページをお願いします。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目3.介護保険事業費補助金、補正額としまして145万円の新規計上で、後期高齢者保険制度等に伴う介護保険電算システムの改修に係る補助金で、補助基準額が290万円で補助額が2分の1の145万円であります。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.その他一般会計繰入金、補正額としましては177万7,000円の減額で、内容につきましては、電算システムの改修に係る職員給与費等繰入金の追加であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

9ページ、10ページをお願いします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては322万7,000円の増額で、内容につきましては、介護保険システム改修委託料の新規計上であります。

3ページにお戻りください。

繰越明許費としまして、款1.総務費、項1.総務管理費に計上しました介護保険システム改修委託料322万7,000円につきましては、特定財源としての国庫補助金は平成18年度に受け入れることとなりますが、平成18年度における委託料の執行が物理的にできないことにより、平成19年度に繰り越すものでございます。

以上で、議案第15号 平成18年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号 平成18年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、補正額としましては827万5,000円の減額で、内容につきましては、療養給付費の確定により、療養給付費負担金については860万円の減額、老人保健医療費拠出金負担金については32万5,000円の追加であります。

目2.高額医療費共同事業負担金、補正額としましては127万4,000円の減額で、内容につきましては、確定による高額医療費共同事業負担金の減額であります。

款5.県支出金、項1.県負担金、目1.高額医療費共同事業負担金、補正額としましては、確定による高額医療費共同事業負担金127万4,000円の減額であります。

項2. 県補助金、目1. 県費補助金、補正額としましては、福祉医療波及分に係る県費補助金80万円の減額であります。

款6. 項1. 共同事業交付金、目2. 保険財政共同安定化事業交付金、補正額としましては 430万円の減額で、内容につきましては、確定による保険財政共同安定化事業交付金の減額であります。

款7. 繰入金、項1. 目1. 一般会計繰入金、補正額としましては 1,095万 8,000円の増額で、内容につきましては、保険基盤安定繰入金85万 1,000円の追加、職員給与と費等繰入金については32万 4,000円、出産育児一時金等繰入金につきましては80万円をそれぞれ減額し、8ページ、9ページをお願いします。財政安定化支援事業繰入金につきましては 1,123万 1,000円を追加するものであります。

款9. 諸収入、項2. 雑入、目1. 一般被保険者第三者納付金、補正額としましては、見込み額の確定による第三者納付金 100万円の減額であります。

目2. 退職被保険者第三者納付金、補正額としましては、見込み額の確定による第三者納付金44万円の追加であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、補正額としましては22万 4,000円の減額で、その内容につきましては、郵便料の減額であります。

項2. 徴税费、目1. 賦課徴収費、補正額としましては10万円の減額で、その内容につきましては、郵便料の減額であります。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費、補正額としましては 3,000万円の減額で、その内容につきましては、支出見込みに基づく一般被保険者療養給付費の減額であります。

目4. 退職被保険者等療養費、補正額としましては50万円の増額で、その内容につきましては、退職被保険者に係る療養費の追加であります。

項4. 出産育児諸費、目1. 出産育児一時金、補正額としましては 120万円の減額で、その内容につきましては、給付見込みに基づく出産育児一時金の減額であります。

12ページ、13ページをお願いいたします。款3. 項1. 老人保健拠出金、目1. 老人保健医療費拠出金、補正額としましては34万 3,000円の増額で、その内容につきましては、確定に伴う老人保健医療費拠出金の追加であります。

目2. 老人保健事務費拠出金、補正額としましては10万 8,000円の減額で、その内容につきましては、確定に伴う老人保健事務費拠出金の減額であります。

款4.項1.目1.介護納付金、補正額としましては28万 3,000円の減額で、その内容につきましては、確定に伴う介護納付金の減額であります。

款5.項1.目1.高額医療費拠出金、補正額としましては 509万 7,000円の減額で、その内容につきましては、確定に伴う高額医療費拠出金の減額であります。

目3.保険財政共同安定化事業拠出金、補正額としましては 194万 9,000円の減額で、その内容につきましては、確定に伴う保険財政共同安定化事業拠出金の減額であります。

14ページ、15ページをお願いいたします。款6.項1.保健事業費、目1.疾病予防費、補正額としましては61万円の減額で、その内容につきましては、総合健康診断委託料、いわゆる人間ドックに係る委託料の減額であります。

目2.保健衛生普及費、補正額としましては12万 4,000円の減額で、その内容は、郵便料及び疾病分類統計事務委託料の減額であります。

以上で、議案第16号 平成18年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第17号 平成18年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款1.項1.支払基金交付金、目1.医療費交付金、補正内容としましては、推計に基づく老人医療費交付金 3,919万 9,000円の減額であります。

目2.審査支払手数料交付金、補正内容としましては、平成18年度分の確定による審査支払手数料 7万 5,000円の減額であります。

款2.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.医療費負担金、補正内容としましては、確定見込みによる老人医療費国庫負担金 5,385万 4,000円の減額であります。

款3.県支出金、項1.目1.県負担金、補正内容としましては、国庫負担金と同様、確定見込みによる老人医療費県負担金 967万円の減額であります。

款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正内容としましては 2,531万 7,000円の増額で、内容につきましては、支払基金交付金、国及び県の概算負担金がおおむね確定したことに伴い、支弁総額に対する不足分を一般会計からの繰入金として追加するものであります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款1.項1.医療諸費、目1.医療給付費、補正額としましては、老人医療費の現物給付分の減少による 7,753万 5,000円の減額であります。

目3.審査支払手数料、補正内容としましては、支払基金及び国保連合会に対する審査支払手

数料5万4,000円の追加であります。

以上で、議案第17号 平成18年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号 平成18年度大口町国際交流事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款1.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額としまして60万円の減額であります。内容につきましては、歳出と関連しておりますが、海外研修内容を再検討する必要があり、今年度の計画を見送ったことにより減額するものであります。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出といたしましては、款1.項1.目1.国際交流費において、海外研修交付金60万円を減額するものであります。

以上で、議案第18号 平成18年度大口町国際交流事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第19号及び第20号について、環境建設部長、説明願います。

環境建設部長（山田三夫君） それでは、議案第19号 平成18年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容の説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。起債の目的、流域下水道事業、限度額2,780万円から流域下水道事業建設負担金50万円を減額するものです。また、起債の方法、利率、償還方法については変更ありません。

8ページ、9ページをお願いします。

2 歳入、款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額150万円の減額、一般会計からの繰入金の減額でございます。

款7.項1.町債、目1.下水道事業債、補正額50万円の減額です。これは流域下水道事業債の減額でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

3 歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額90万円の減額は、執行残でございます。

目2.維持管理費、補正額110万円の減額、これも請負残でございます。

款2.下水道建設費、項1.下水道建設費、目1.下水道建設費、款3.公債費、項1.公債費、目2.利子、これにつきましては財源補正でございます。

次ページ以後には地方債の調書を記載しておりますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号 平成18年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

2 歳入、款3.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額87万円、一般会計からの繰入金の減額です。

8ページ、9ページをお願いします。

3 歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目2.施設管理費、補正額87万円の減額、これにつきましても請負残でございます。

以上で、議案第20号の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時43分）

---

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

---

議長（安藤 桂君） 続いて議案第21号について、説明を求めます。

歳入については総務部長より、歳出についてはそれぞれ所管ごとに各担当部長より説明を求めます。

初めに総務部長、説明願います。

総務部長（森 進君） 議長さんの御指名をいただきましたので、平成19年度の当初予算の所管分の説明をさせていただきます。

新年度は、平成17年度に策定・議決をいただきました第6次大口町総合計画の2年目の年に当たります。振り返ってみれば、中央集権から地方分権に大きくかじが切られ、その試金石として平成12年度よりスタートした介護保険制度、世界に類を見ない速さで進んでいる日本の高齢社会に対応する福祉制度として始まった高齢者福祉制度も、今は3年1期の第3期の事業計画期間に入っています。この間、地方分権一括法の施行、個人情報保護法の施行、地方自治法の改正など、国においては地方分権社会として地方公共団体が自立できる法律の制定や改正が進められてきました。

また、地方分権を進めていく上で、国においては地方公共団体の適正な規模を考え、市町村合併を各種特例措置をセットで強力に進めてきました。さらに、地方が自立するために必要な

財源の確保についても、三位一体の改革により地方に税源を移譲してきました。地方が自立するための権限と財源が確実に国から地方に移っています。

また、財政に目を転じれば、国と地方を合わせて1,000兆円とも言われる借金、公務員を取り巻く環境では官民の格差、不明朗なお金の支出、公務員の不祥事と、公務員に向けられる目が厳しくならざるを得ない状況もあります。時代が大きく変わり、地方が自立する行政内部での行財政改革の必要性はだれしもが感じているところでもあります。

このような状況の中、各市町においては行財政改革に継続的に取り組んでいるところです。本町においても、平成18年6月に集中改革プランを作成、公表を行い、本年度の予算に反映させる努力を行っておりますが、この改革、見直しが一時的に単発で終わることのないよう、また見直しが住民生活、これからのまちづくりにどう影響していくのか、分析・評価も忘れることなく行う必要があります。それが行政評価であり、行政組織の内部においては人事評価であると考えております。

このような状況下で、大口町は、議会においては最近マスコミをにぎわしております政務調査費に係る条例の見直し、議員定数の見直しがされてきました。同様に、行政に目を転じてみれば、全町農業公園構想、サイバータウン構想、住民の参画と参加によるまちづくり、安全・安心なまちづくり、生涯学習構想、それぞれの分野で他におくれることなく、一歩ずつこれらの施策に取り組んできました。

大口町は、議員の皆さんを初め職員、町民の皆さんが認める裕福な町として、昭和56年度以降、地方交付税を受けることもなく健全な財政運営をしていくことができました。しかし、町が裕福ということを経営が、町民の皆さんが感じるができる具体的なものは何か、事あるごとに今でも議員の皆さんから御指摘を受けますが、明確にお答えすることができておりません。今、このことに明確にお答えをするためには、改めて大口町の行政のすべての分野において、その内容を地方分権社会の中で、大口町が町民の皆さんに何が必要であるか、それを具体的にどのような方法で提供していくのか、そのために行政として有効的に効率よく経費を投入していく。これは金銭的に利益を得る民間の経営とは違いますが、まさに行政経営という分野の感覚を持って従事していかなければならないことだと思います。地方分権は、地方に権限、裁量権を与えました。しかし、それと同時に、町民に対する説明責任も果たさなければなりません。そのために第6次総合計画が目指す理念、改革は必要不可欠なものであり、これらを継続することが必要です。このようなことを念頭に、総務部の各課において、今までどのような取り組みをし、19年度予算にどう反映したのか。

まず行政課であります。安全・安心なまちづくり事業として、町民の皆さんによる地域防犯パトロールの組織づくり、活動、行政区の特徴を生かした各地域での防災訓練の実施でありま

す。行政においては、防犯灯設置及び管理に係る財政的な支援、防犯対策及び火災予防の啓発を視野に補助金制度の実施、また行政区への補助金等の支出についても、各年度の区長さん方の御理解の中で、地域にとって必要なことに重点的に地域の裁量で配分ができるよう行政区交付金として集約をし、進めているところでありますが、新年度も引き続きこれらのことを継続することといたします。また、地方自治法の改正による指定管理者制度は、公の施設の管理運営の方法を大きく見直し、規制緩和を図る内容であり、今後も引き続きこの制度の活用を図ってまいります。

次に企画財政課では、企業会計方式による財務諸表、バランスシート、行政コスト計算書を普通会計の決算ベースで作成、財政状況を検証するとともに、次年度以降の予算編成に生かしていく努力をしていますが、それだけではまだ十分とは言えず、予算編成にあわせてその時代に、またこれからの地方分権時代に対応できる堅牢な基盤づくりのために、全庁的な方針の統一と関係部局間の調整に努め、公会計のあり方について、政策調整課、行政課を交え、システムづくりに努めてまいります。

情報課では、情報公開条例、さらには個人情報保護条例の制定とその適正な運用に努め、サイバータウン構想のキー部局として、IT社会に対応する各種取り組み、インターネットによる情報の提供に努める一方、住民の皆さんとの協働で、18年度から広報の取材、編集についてもこれからのまちづくりにふさわしい取り組みを進めてまいります。

税務課においては、課として適正な処方せんを見出すことができない税の徴収について、いろいろな方策を調査・研究し、実行してまいりましたが、思った成果が上がらない中、職員の日々の努力の積み重ねが現在の実績を上げているわけではありますが、この間、県税事務所の職員の派遣、地方税法による県への徴収委託及び人事交流など、税の公平性を確保するため、今後も調査・研究を重ね、新しい方法にもチャレンジをするとともに、町単独で可能な延長窓口の開設についても引き続き取り組んでまいります。

生活課においては、住民基本台帳及び戸籍データのコンピューター化により、窓口での証明書等の発行の時間短縮に努めるとともに、本年当初より窓口時間の延長もスタートを切り、今後は証明書の発行も生活課窓口で集約をし、一括してできないのか、引き続き調整を重ね、進めてまいります。

また、政策調整課においては、住民参画によるまちづくりを目指し、公募による町民の方とともに各種取り組みを進めているところですが、巡回バスの暮らし楽々まちづくり事業としての指定と実証実験、第6次総合計画の策定、合併協議など、本町のこれから進む方向について、報告収集、具体的な取り組みなど、中心的なセクションとして、地方分権時代にふさわしい地方公共団体として行政全般について目配りし、足腰のしっかりした基盤づくりのために努力し



ているところであり、今後も時代を先取りした取り組み姿勢で臨んでまいります。

以上、各課における状況等のお話とさせていただきます。

それでは、平成19年度一般会計予算の歳入及び歳出の所管分について、議案書及び説明資料に基づきまして、その内容の説明をさせていただきます。

議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算のうち、歳入及び歳出のうち款1.議会費、款2.総務費、款9.消防費、及び款11.災害復旧費から款14.予備費までについて、その内容を説明させていただきます。

まず議案書7ページ、8ページをお願いします。

第2表 地方債であります。大口中学校建設事業に係る起債の限度額を10億8,900万円と設定するものであります。

予算の詳細につきましては、平成19年度予算に関する説明書4ページ、一般会計歳入をお開きください。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目1.個人、本年度予算額として12億6,500万円、前年度予算額9億6,100万円で、3億400万円の増額計上です。増額分は、三位一体の改革による所得税、住民税の税源移譲に伴うもの、及び景気の回復に伴う所得の増加等に伴うものであります。

目2.法人、本年度予算額13億9,126万円、前年度予算額11億9,410万円で、1億9,716万円の増額であります。増額は、町内企業の景気を反映した法人税割の増加によるものであります。

項2.目1.固定資産税、本年度予算額25億1,018万5,000円、前年度予算額23億8,400万円、1億2,618万5,000円の増額計上であります。町内企業の工場の新增築等に伴う増であります。

項3.目1.軽自動車税、本年度予算額3,183万3,000円であります。

項4.目1.町たばこ税、本年度予算額1億9,000万円、前年度予算額2億500万円で、1,500万円の減額計上であります。販売本数の減少によるものと思います。

6ページ、7ページをお願いします。中段に所得譲与税がありますが、所得譲与税につきましては廃目であります。前年度予算額は1億6,655万3,000円でありました。

8ページ、9ページをお願いします。款6.項1.目1.地方消費税交付金、本年度予算額3億5,000万円であります。

款7.項1.目1.自動車取得税交付金、本年度予算額1億3,000万円、前年度予算額1億2,000万円で、1,000万円の増額計上であります。

款8.項1.目1.地方特例交付金、本年度予算額1,300万円、前年度予算額1億3,700万円で、1億2,400万円の減額計上であります。18年度の予算におきましては、定率減税の廃止及び児童手当制度の拡充に伴う地方負担に対応するために創設されましたが、19年度の地方特例交付金は、児童手当制度拡充に伴う対応分としてのみ交付されるものであります。

項2.目1.特別交付金、予算額は2,900万円であります。目1.の地方特例交付金に18年度は含まれていましたが、恒久減税の廃止に伴う激変緩和措置として、平成21年度まで交付される経過措置的な交付金であります。

款9.項1.目1.地方交付税、本年度予算額1,800万円、前年度予算額3,000万円、1,200万円の減額計上であります。

10ページ、11ページをお願いします。款11.分担金及び負担金、項1.負担金、目1.総務費負担金、予算額は53万円であります。その内容は、大口町土地改良区総代会総代総選挙費の負担金であります。

目2.民生費負担金、本年度予算額9,657万3,000円あります。

款12.使用料及び手数料、項1.使用料、目2.民生使用料、本年度予算額200万7,000円あります。

目4.土木使用料、本年度予算額2,587万1,000円あります。

目6.教育使用料、本年度予算額5,365万4,000円あります。

12ページ、13ページをお願いします。項2.手数料、目2.衛生手数料、本年度予算額312万9,000円あります。

14ページ、15ページをお願いします。款13.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.民生費国庫負担金、本年度予算額1億6,669万2,000円、前年度予算額1億3,055万6,000円、3,613万6,000円の増額計上であります。障害者福祉制度の見直しに伴い、対前年度負担金より1,300万円増額となっております。また、児童手当制度の拡充に伴い、児童手当費負担金が2,100万円増額となっております。

目2.衛生費国庫負担金、本年度予算額852万5,000円あります。

目3.教育費国庫負担金、予算額は4億8,645万円あります。大口中学校建設に係る特定財源であります。18年度当初予算では国庫補助金として計上いたしましたが、本定例会で議案第14号平成18年度大口町一般会計補正予算(第4号)で科目変更の補正をお願いしたものであります。

項2.国庫補助金、目1.民生費国庫補助金、本年度予算額1,010万3,000円あります。障害者福祉費補助金で、制度の見直しにより名称の変更と580万円ほどの減額となっております。また、2008年度からの後期高齢者医療制度の創設に伴う補助金が392万5,000円、新規で計上となっております。

目3.土木費国庫補助金、本年度予算額1,015万4,000円あります。18年度と比較し、地籍調査事業及び住宅・建築物耐震改修等事業補助金を新規計上いたしております。

目4.教育費国庫補助金、本年度予算額3,598万4,000円、前年度予算額2億12万4,000円で、

1億6,414万円の減額計上であります。小学校及び中学校費補助金として特別支援教育就学奨励費を新規で計上しましたが、特殊教育就学奨励費補助金がなくなり、公立学校施設整備費補助金1億9,600万円の減額となっております。

16ページ、17ページをお願いします。総務費国庫補助金が廃目になっておりますが、自動車事故対策費補助金でありました。前年度の予算額は1,000万円でありました。

項3.委託金、目1.総務費委託金、本年度予算額1,548万1,000円、前年度予算額80万8,000円で、1,467万3,000円の増額計上となっております。戸籍住民基本台帳委託金のうち人権啓発活動地方委託金103万4,000円及び参議院議員通常選挙費委託金1,301万7,000円が新規計上となっております。

目2.民生費委託金、本年度予算額463万3,000円であります。

款14.県支出金、項1.県負担金、目1.民生費県負担金、本年度予算額1億1,760万4,000円、前年度予算額1億537万6,000円で、1,222万8,000円の増額となっております。款13.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.民生費国庫負担金と同様、障害者福祉制度、児童手当制度の見直しによるものであります。

目2.衛生費県負担金、本年度予算額852万5,000円であります。

18ページ、19ページをお願いします。項2.県補助金、目1.総務費県補助金、本年度予算額219万3,000円であります。

目2.民生費県補助金、本年度予算額7,378万9,000円、前年度予算額7,678万8,000円であります。

目3.衛生費県補助金、本年度予算額43万5,000円あります。住宅用太陽光発電システム設置費補助金の新規計上であります。

目4.農業費県補助金、本年度予算額1,853万5,000円。

目5.商工費県補助金、本年度予算額449万7,000円。

目6.土木費県補助金、本年度予算額1,299万5,000円、地籍調査事業及び緑化推進事業費補助金を新規計上し、道路橋りょう費補助金は対象路線が変わったことにより増減がございます。

20ページ、21ページをお願いします。項3.委託金、目1.総務費委託金、本年度予算額3,291万円、前年度予算額4,679万7,000円で、1,388万7,000円の減額計上であります。愛知県知事選挙費委託金の減、統計調査費委託金で就業構造基本調査事務及び住宅・土地統計調査事務市町村交付金の新規計上等がございます。

目4.土木費委託金、本年度予算額75万1,000円あります。

項4.県交付金、目2.フレンドシップ継承交付金、予算額1,196万8,000円の新規計上であります。愛・地球博の収益の配分金であります。

22ページ、23ページをお願いします。款17. 繰入金、項1.基金繰入金、目1.財政調整基金繰入金、本年度予算額5億8,506万5,000円、大口中学校建設事業に充当するものであります。

目2.ふるさとづくり基金繰入金、本年度予算額1,278万5,000円、前年度予算額500万円で、778万5,000円の増額計上であります。元気なまちづくり事業助成金と本年度新たに協働委託料として歳出予算計上した地域振興課以外の情報課、健康課及び生涯学習課所管事業に充当をいたします。

目3.学校施設整備事業基金繰入金、本年度予算額7億95万円、大口中学校建設事業に充当をするものであります。

目4.フレンドシップ継承事業基金繰入金、予算額129万8,000円で新規計上でございます。議案第13号 大口町フレンドシップ継承事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について設置されました基金から繰り入れるものでありまして、地域振興費に充当をするものでございます。

24ページ、25ページをお願いします。款18. 項1.目1.繰越金、本年度予算額は前年度と同額の1億7,000万円の計上であります。

款19. 諸収入、項3.目4.雑入、本年度予算額1億9,635万4,000円、前年度予算額2億339万9,000円で、704万5,000円の減額であります。

26ページ、27ページをお願いします。総務費雑入のうち市町村振興協会基金交付金は588万円の増、28ページ、29ページをお願いします。土木費雑入で大之瀬橋改築工事負担金1,605万4,000円の減が大きな要因でございます。

款20. 項1.町債、目1.教育債、本年度予算額10億8,900万円、前年度予算額4億1,800万円で、6億7,100万円の増額計上であります。

続いて歳出に移ります。

30ページ、31ページをお願いします。

歳出、款1.項1.目1.議会費、本年度予算額1億2,899万8,000円、前年度予算額1億3,528万2,000円で、628万4,000円の減額であります。議員給与費で今回の統一地方選での議員定数の削減に伴い、715万7,000円の減であります。32ページ、33ページをお願いします。一般管理事業のうち、議事録作成委託料には、本会議及び常任委員会の会議録をホームページに公開していくため、常任委員会の会議録作成を追加したものでございます。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額2億2,003万8,000円であり、地方自治法の改正によりまして、説明欄の助役の名称が副町長となっております。38ページ、39ページをお願いします。一般管理事業の行政区交付金は、新たに防犯灯維持管理業務交付金を加えまして、688万3,000円増の1,550万8,000円を計上いたしました。安全・安心

まちづくり事業では、行政区交付金に防犯灯設置補助金及び防犯灯維持管理業務交付金が包括されたことにより、560万4,000円の減額となっております。

目2.政策調整管理費、本年度予算額1億2,185万円、前年度予算額1億3,319万7,000円で、1,134万7,000円の減額計上であります。40ページ、41ページをお願いします。地方分権推進事業で、町民参加条例策定のための委員の報酬費を含め503万3,000円を計上いたしております。42ページ、43ページをお願いします。暮らし楽々まちづくり推進事業は、巡回バス事業の外部化など5,653万2,000円計上をいたしております。

目3.職員管理費、本年度予算額2,736万3,000円であります。44ページ、45ページをお願いします。第6次総合計画の三つの改革の一つであります意識改革、人事評価等の導入のためなど、職員研修事業として357万8,000円計上いたしました。

目4.財産管理費、本年度予算額8,904万5,000円であります。48ページ、49ページをお願いします。庁舎・車庫及び食堂のアスベスト撤去工事並びに庁舎の下水道への接続に要する経費を新規で計上いたしております。

52ページ、53ページをお願いします。目5.交通安全対策費、本年度予算額618万7,000円、前年度予算額1,083万6,000円で、464万9,000円の減額であります。交通共済事業の扶助費の廃止でございます。

56ページ、57ページをお願いします。目8.情報管理費、本年度予算額5,936万円、前年度予算額7,284万1,000円、1,348万1,000円の減額計上であります。情報公開事業で報酬の減額となっております。58ページ、59ページをお願いします。インターネット事業では、ホームページの更新を前年度に終了しましたので、580万円ほどの減額となっております。また、地域情報化推進事業でも委託料で300万円ほど、及び使用料で120万円ほど減額となっております。

目9.電子計算管理費、本年度予算額1億4,428万8,000円、前年度予算額8,215万6,000円で、6,213万2,000円の増額であります。60ページ、61ページをお願いします。システム管理事業で、後期高齢者医療制度のシステム開発委託料を含み6,200万円ほどの増額となっております。

目10.広報費、本年度予算額636万円であります。広報活動事業では、引き続き大口町NPO登録団体へ取材・編集の一部を協働委託料として計上いたしております。

62ページ、63ページをお願いします。項2.徴税費、目2.賦課徴収費、本年度予算額6,586万6,000円、前年度予算額3,825万1,000円で、2,761万5,000円の増額であります。64ページ、65ページをお願いします。評価替えに伴う鑑定評価業務及び土地評価業務委託料、並びに備品購入費等の新規計上等による増額でございます。

項3.目1.戸籍住民基本台帳費、本年度予算額6,178万2,000円であります。68ページ、69ペ

ージをお願いします。本年度、新たに人権啓発活動活性化事業として、単年度ではありますが、130万円の予算を計上いたしております。

70ページ、71ページをお願いします。目3.参議院議員通常選挙費、予算額は1,301万7,000円を計上いたしております。7月22日執行予定の参議院議員通常選挙に係る経費であります。

72ページ、73ページをお願いします。目4.愛知県議会議員一般選挙費、本年度予算額616万2,000円、前年度予算額443万7,000円であります。4月8日執行の県議会議員一般選挙に係る経費であります。

76ページ、77ページをお願いします。目5.町長町議会議員一般選挙費、本年度予算額1,418万3,000円、前年度予算額76万9,000円であります。4月22日執行の町長・町議会議員一般選挙に要する経費でございます。

78ページ、79ページをお願いします。目6.大口町土地改良区総代会総代総選挙費、予算額は53万円。目7.木津用水土地改良区総代会総代総選挙費、予算額は45万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

80ページ、81ページをお願いします。項5.統計調査費、目1.農林商工統計調査費、本年度予算額は107万円であります。82ページ、83ページをお願いします。本年度は、住宅・土地統計調査及び就業構造基本調査事業について新規計上となっております。

84ページ、85ページをお願いします。項6.目1.監査委員費、本年度予算額2,114万4,000円あります。

続きまして174ページ、175ページ、款9.消防費をお願いします。款9.項1.消防費、目1.非常備消防費、本年度予算額2,464万9,000円あります。178ページ、179ページをお願いします。本年8月開催予定の愛知県消防操法大会へ大口町消防団が丹羽郡を代表して出場するための経費を、県操法大会出場事業として446万円計上をいたしております。

180ページ、181ページをお願いします。目4.災害対策費、本年度予算額1,677万8,000円を計上いたしております。

続いて244ページ、245ページ、款11.災害復旧費をお願いします。款11.災害復旧費、項1.目1.公共公用施設災害復旧費、本年度予算額は1,000円あります。

款12.項1.公債費、目1.元金、本年度予算額2億4,962万3,000円あります。

246ページ、247ページをお願いします。目2.利子、本年度予算額は4,443万円あります。

款14.項1.目1.予備費、本年度予算額は1,000万円あります。

続きまして、248ページから253ページまで、特別職及び一般職に係る給与費明細書、254ページ及び255ページは大口中学校建設事業に係る債務負担行為の調書、256ページから260ページまで、地方債の現在高に係る調書をそれぞれ掲載いたしましたので、御参照をいただき

たいと思います。

以上で、一般会計の歳入並びに議会事務局、政策調整室及び総務部所管分の歳出予算の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算歳出のうち健康福祉部所管分につきまして、その内容の説明をさせていただきます。

まず初めに、平成19年度健康福祉部所管の当初予算の概要について述べさせていただきます。

平成18年度に策定されました第6次大口町総合計画の基本理念であります「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基調に、自立・共助の精神のもと、協働によりすべての町民の方々が健やかで安心できる生活の基盤づくりを進めてまいります。

人口構造の変化等への対応として、現在、保健・福祉・医療の分野におきましては大きな変革時期を迎えておりますが、各施策あるいは事務事業の推進に当たっては、受益と負担の原則、公平性・平等性の確保、継続性・発展性の確保、費用対効果等を十分見きわめ、施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

個別的には、高齢者施策につきましては、第4期の高齢者保健福祉計画、第3期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターの機能強化、介護予防事業等の充実を図ってまいります。具体的には、介護保険における市町村特別給付としまして、在宅サービス利用者の通所系サービス利用に係る低所得者に対する食費等の支援費支給を実施してまいります。一方、従来からの敬老金支給につきましては、敬老事業そのもののあり方を見直すことにより、敬老金につきましては77歳以上の節目の方への敬老金支給とし、また高齢者の方々を地域が支え、相互に集い、触れ合うことの意義に視点を置き、事業実施地区に対し、敬老事業交付金を交付してまいります。

次に、障害者施策といたしましては、大口町障害者ほほえみ計画あるいは平成18年度に策定いたします障害福祉計画に基づき、各種事業を進めてまいります。タクシーチケット、いわゆる大口町外出支援サービス事業の対象者に腎臓機能障害、呼吸器機能障害を有する方を加えるなどの見直しをしてまいります。また、とりわけ町として身近な地域生活支援事業についての充実と、国の障害者自立支援法円滑施行特別対策の実施を受け、施設利用者あるいは施設に対する支援、改善措置を実施してまいります。

次に、子育て支援につきましては、大口町次世代育成支援行動計画に基づき、的確な支援策を講じてまいります。個別的には、今後の保育園のあり方について、ハード・ソフト両面の検討、放課後児童クラブ運営の見直し、保育園における延長保育の時間、料金体系の見直しを行うとともに、土曜保育につきましては各保育園での実施から中保育園の実施に集約化してまい

ります。また、保育園・母子通園施設における軽度発達障害児等に対する支援策の強化を図ってまいります。

子育て支援センターにつきましても、ハード・ソフトの両面から整備・充実の具体化を図ってまいります。さらには、国の制度としての児童手当につきましても、制度改正により第1子、第2子について、月額5,000円から1万円への増額支給をしてまいります。

保険医療につきましても、福祉医療につきましても、精神障害者の精神障害の通院に係る医療費について、その自己負担額を現物給付してまいります。

母子家庭等医療費につきましても、その制度の見直しとしまして、町単独分の上乗せにつきましても廃止をしてまいります。

また、医療制度改革が進められる中、平成20年4月から開始されます後期高齢者医療制度の円滑な実施に向け、関係事務を進めるとともに、医療保険者が実施します特定健康診査、特定保険指導につきましても実施計画を策定するなど、事前準備作業を進めてまいります。国民健康保険につきましても、医療分及び介護分それぞれ限度額及び税率の改正を行ってまいります。

健康増進につきましても、大口町健康づくり計画、いわゆる「健康おおぐち21」に基づき、予防重視型の健康づくりを進めてまいります。また、健康おおぐち21の中間年として、健康実態調査を実施し、その推進状況を検証してまいります。

現在実施しております妊婦健康診査につきましても、少子化対策の一環としまして、現行の2回から4回とし、妊婦歯科健康診査につきましても集団健診から個別健診に切りかえ、受診しやすい体制にしてまいります。

また、がん検診につきましても、乳がん検診につきましても医療機関での実施につきましても乳房エックス線検査（マンモグラフィ）に視触診を加えた検診とし、30歳代の女性につきましても、新たに集団検診にて超音波検診と視触診による検査を実施してまいります。

男女共同参画事業につきましても、男女共同参画プランの見直しをしてまいります。

まちづくり事業におきましても、NPO登録団体あるいはまちづくり団体の拡大、そしてまちづくりのための人材発掘を新たに行ってまいります。

また、市民活動支援センター施設整備に向けた研究に取り組んでまいります。

国際交流事業につきましても、草の根交流の推進、フレンドシップ継承事業基金を活用した多文化共生事業への取り組みをしてまいります。

それでは、健康福祉部所管分の一般会計予算のうち歳出につきましても、その内容を平成19年度予算に関する説明書により説明させていただきます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費、本年度予算額2億7,497万3,000円、



対前年度比較で 2,285万 6,000円の減額となっております。減額の主な要因は、社会福祉協議会助成事業としまして、社会福祉福祉協議会補助金が 1,186万 1,000円、国民健康保険特別会計繰り出し事業としまして、国民健康保険特別会計繰出金が 1,408万 3,000円、それぞれ減額となったことによるものであります。

目2.老人福祉費、本年度予算額 1億 9,982万 2,000円、対前年度比較で 1,171万 6,000円の減額となっております。減額の主な要因は、一般管理事業において、新規事業としまして敬老事業交付金が 163万 9,000円増加、また介護保険特別会計繰り出し事業につきましても 611万 1,000円増加となっておりますが、一般管理事業においては、敬老報償金、いわゆる敬老金が 611万 5,000円、大口町コミュニティー・ワークセンター補助金が 989万 8,000円、老人福祉センター事業の老人福祉センター用備品購入費が 305万 2,000円それぞれ減額となったことによるものでございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。目3.障害者福祉費、本年度予算額 1億 7,983万 6,000円、対前年度比較で 2,583万 1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、障害福祉計画策定委託料 441万円、障害者支援費制度に係る事業費 1億18万 1,000円がそれぞれ減額となったものの、平成19年度の当初予算においては、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援事業 1億 4,459万 4,000円を新規計上したことによるものでございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。目4.福祉医療費、本年度予算額 2億8,778万1,000円、対前年度比較で 1,009万 6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、乳幼児等医療費扶助費につきましては 660万 1,000円、母子家庭等医療費扶助費につきましては91万 4,000円それぞれ減額計上となっておりますが、老人保健特別会計繰出金が 250万 2,000円、障害者医療費助成事業につきましては、新規分といたしまして精神障害者に係る通院費を給付対象としたことにより障害者医療費扶助費が 370万 8,000円、福祉給付金が 164万 5,000円それぞれ増加し、さらに平成20年4月から開始されます後期高齢者医療制度に備え、後期高齢者医療費助成事業としまして新たに 1,036万 5,000円を計上したことによるものでございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。目5.国民年金費、本年度予算額 518万 1,000円、対前年度比較で 371万 7,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費の減額であります。

104ページ、105ページをお願いいたします。目6.地域振興費、本年度予算額 6,257万 9,000円、対前年度比較で75万 3,000円の増額となっております。増額の主な要因は、職員給与費では85万 9,000円の減額となっておりますが、協働委託料等の増加により、まちづくり推進事業において 123万 5,000円の増額、さらには愛知万博フレンドシップ継承事業として 129万 8,000円を新規計上したことによるものであります。

108ページ、109ページをお願いいたします。目8.フレンドシップ継承事業基金費、本年度予算額 1,196万 8,000円を新規計上いたしております。その内容は、愛知県からの交付金をフレンドシップ継承事業基金に積み立てをするものであります。

項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費、本年度予算額 1億 1,172万 7,000円、対前年度比較で 905万 3,000円の増額となっております。増額の主な要因は、一般管理事業において、軽度発達障害等の児童への対応としまして、障害児理学治療等講師報償金を 228万円計上し、児童センター運営事業においては、西児童センターへの下水道接続工事費、あるいは外壁塗装工事費 245万 8,000円を新規計上し、児童クラブ運営事業については、臨時職員の増加により賃金が 149万 8,000円増加、さらには母子通園事業においては、障害児理学治療等講師報償金が 126万円増加、母子通園教室空調機設置工事費 120万円を新規計上したことによるものでございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。目2.児童措置費、本年度予算額 2億 1,405万 6,000円、対前年度比較 3,192万 2,000円の増額となっております。増額の主な要因は、3歳未満児に対する児童手当が第1子及び第2子について、月額から 5,000円から 1万円に改正されることによる児童手当の増額によるものであります。

116ページ、117ページをお願いいたします。目3.母子福祉費、本年度予算額 1,224万円、対前年度比較36万円の増額となっております。

目4.保育園費、本年度予算額 4億 2,302万 1,000円、対前年度比較 2,046万 3,000円の減額となっております。減額の主な要因は、保育園運営事業においては、臨時保育士等の賃金が 2,647万 4,000円増加しておりますが、職員給与費で 3,057万 9,000円、保育園運営事業の備品購入費が 268万 2,000円減額となり、さらには保育施設管理事業においては工事請負費が 644万円減額となったことによるものでございます。

122ページ、123ページをお願いいたします。児童遊園費につきましては、児童遊園の維持管理を都市開発課において行うことにより、予算科目の組み替えにより廃目となっております。

項3.目1.災害救助費、本年度予算額10万円、前年度と同額でございます。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、本年度予算額 8,403万 1,000円、対前年度比較で 621万 8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、職員給与費で 431万 6,000円の増額、平成16年度から平成24年度を計画期間とします健康おおぐち21の進捗状況の調査取りまとめに係る健康実態調査委託料 182万円を新規計上したことによるものでございます。

126ページ、127ページをお願いいたします。目2.予防費、本年度予算額 9,258万 1,000円、対前年度比較で 263万 8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、予防接種事業に

おいては、日本脳炎予防接種実施の見合せ等により 684万 3,000円減額となりましたが、がん検診事業につきましては、平成18年度においてがん検診委託料を特定財源の有効活用の観点から国民健康保険特別会計に計上しておりましたが、愛知県の補助制度の変更により、改めてがん検診委託料のすべてを一般会計に計上したことにより、がん検診事業が 520万 7,000円、また健康診査事業については、実施見込み者の増加等により 589万 7,000円それぞれ増加となったことによるものでございます。

128ページ、129ページをお願いします。目3.保健センター費、本年度予算額8,057万1,000円、対前年度比較で 701万 9,000円の増額となっております。増額の主な要因は、一般管理事業においては臨時職員の賃金で 291万 8,000円、乳幼児健康診査事業においては、妊婦健診の実施回数を 2 回から 4 回とすることにより、妊婦乳児健康診査委託料が 315万円、妊婦の歯科健診を集団健診から個別健診とすることにより、妊婦歯科健康診査委託料を40万円新規計上したことによるものでございます。

136ページ、137ページをお願いいたします。目5.健康文化センター費、本年度予算額 4,205万円、対前年度比較で 760万 4,000円の減額となっております。減額の主な要因は、常駐警備及び臨時警備委託の見直しに伴うものであります。

188ページ、189ページをお願いします。款10. 教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費、説明科目の中ほどに幼稚園就園奨励費補助金としまして 1,544万 9,000円を計上いたしました。

以上で、平成19年度大口町一般会計歳出予算における健康福祉部所管分の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて、環境建設部長、説明願います。

環境建設部長（山田三夫君） それでは、平成19年度環境建設部所管の当初予算の概要について述べさせていただきます。

環境建設部は、町民の方々とかがわりが非常に多い部署であり、苦情、課題も非常に多い各課でございます。

初めに、環境経済課についてでございます。

資源リサイクルセンターも町の中央部に本年 3 月末に完成し、町民の方に一層の分別に対する意識も高まっていくものと考えております。また、地球温暖化対策の一環として、太陽光発電システムの拡大を応援していきます。

農業公園構想については、農地の持つ多面的な機能を考え、自然との共生や遊休農地の活用を環境、景観、交流、健康、教育の 5 Kを基本に考えていきます。また、尾北自然歩道の整備については、本年度は樋田橋から下流の新田橋までの整備を計画していきます。

続いて、建設課関係でございます。

町民の方々の暮らしの利便性や安全性を高めるため、道路、河川、橋梁について、本年度も計画的に行っていきます。また、流域水害対策として、調整池の詳細設計を計画しております。

土地改良関係については、下島地区の換地処分を6月中と考えております。また、仲沖地区においては換地計画を行っていきます。

本年2月に仲沖地区で砂利採取を行う申請が2件出ておりますが、これに伴う監視員を新規に1名嘱託員として採用していきます。

続いて、都市開発課でございます。

下島地区の町名変更を6月中と考えております。さらに、中小口の土地区画整理事業、さつきヶ丘、替地の国土調査に力を入れていきます。また、植松住宅、小口住宅の2階建ての外装工事、新規で火災警報器を54戸につけていきます。

町管理の公園について、本年度より一元化を行っていきます。

続きまして下水道課について、本年7月より下水道使用料の徴収業務を丹羽広域事務組合に委託していきます。

右岸流域については、下小口一丁目、四丁目、七丁目の一部を供用開始し、そして下小口二丁目、三丁目の下水道工事を進めてまいります。左岸流域について、中小口三丁目、新宮一丁目、豊田、替地の下水道工事を進めていきます。また、舗装工事については順次行っていきます。

以上で、環境建設部の概要とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。

134、135ページをお開きください。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目4.環境衛生費、本年度2,638万5,000円、前年度対比450万4,000円の増額の主なものは、循環型社会形成費より組み替えをしました負担金、住宅用太陽光発電システム設置費10台分の440万円と雨水利用促進器10台分で61万円の増額が主なものでございます。

続きまして138ページ、139ページをお願いします。項2.清掃費、目1.塵芥処理費、本年度1億8,757万7,000円、前年度比152万6,000円の減額は、141ページの消耗品で571万4,000円の減額、委託料の可燃ごみ収集業務で243万7,000円の増額、そして江南丹羽環境管理組合の負担金175万1,000円の増額が主なものです。

続きまして140、141ページをお願いします。目2.循環型社会形成費、本年度6,858万9,000円、前年度対比951万8,000円の増額は、賃金158万円の増額、リサイクルセンターの1人増員をするため。また公有財産購入費975万6,000円の増額は、上小口地区で不燃物収集場所を購入していきます。負担金補助で組み替えしました住宅用太陽光発電176万円の減額が主なも

のです。

続きまして 142、 143ページをお願いします。目3.し尿処理費、本年度 5,629万円、前年度対比 1,094万 9,000円の減額は、浄化槽清掃費補助金 150万円の減額、そして愛北広域事務組合し尿運搬費 940万 4,000円の減額が主なものです。

続きまして 146、 147ページをお願いします。款6.項1.農業費、目2.農業総務費、本年度 3,663万円、前年度対比 360万 9,000円の減額は、人件費の減額が主なものです。

続きまして 148、 149ページをお願いします。目3.農業振興費、本年度 2,211万 3,000円、前年度対比 5,201万 7,000円の減額については、負担金で尾張農業共済事務組合で423万3,000円の増額、そして前年度、農林公社より土地購入費 5,698万円の減額が主なものです。

続きまして 150、 151ページをお願いします。目5.農地費、本年度 6,069万 9,000円、前年度対比 2,242万 2,000円の減額の主なものについては、 153ページの負担金で県営農業水利施設保全対策事業費 470万 3,000円の減額、補助金で大口町土地改良区 1,726万 9,000円の減額は、下島地区が終了したためであります。また、工事費で町単独、県補助金で 175万 3,000円の減額が主なものです。

続きまして 154、 155ページをお願いします。目6.農村環境費、本年度 1,381万 7,000円、前年度対比80万 2,000円の減額は、公園管理の一元化をするため、都市公園費で計上しております。

畜産費は廃目、そして緑化推進事業費については 170ページ、 171ページ、そして国土調査費については 168、 169ページの項 4 の都市計画費に組み替えたものでございます。

款7.項1.商工費、目2.商工振興費、本年度 8,674万 3,000円、前年度対比 298万 9,000円の減額は、 157ページ、補助金の商工業振興費で 300万円の減額が主なものです。

続きまして 156、 157ページをお開きください。目3.観光費、本年度 3,390万 6,000円、前年度対比 418万 7,000円の増額の主なものは、工事費の尾北自然歩道で 344万 1,000円の増額が主なものです。工事区間としまして、樋田橋から新田橋までです。

続きまして 158、 159ページをお願いします。款8.土木費、項1.土木管理費、目1.土木総務費、本年度 6,900万 5,000円、前年度対比 316万 8,000円の増額については、人件費で 165万 5,000円の増額、そして報酬で 180万円の増額、これにつきましては砂利採取が 2 件、仲沖地区で出ましたため、地下水の保全の条例を守るために監視員を 1 名お願いするものです。

続きまして 162、 163ページをお願いします。項2.道路橋りょう費、目1.道路橋りょう維持費、本年度 1 億 1,922万 5,000円、前年度対比 271万 2,000円の増額は、工事請負費 300万円の増額が主なものです。

目2.道路新設改良費、本年度 1 億 1,666万 4,000円、前年度対比 450万円の減額は、工事請

負費の県補助で 1,100万円の増額、公有財産購入費で 1,100万円の増額、そして物件補償費で 2,650万円の減額が主なものです。

目3.橋りょう新設改良費、本年度 1,600万円、前年度対比 2,900万円の減額は、大之瀬橋完了に伴う減額でございます。

続きまして 164、165ページをお願いします。項3.河川費、目1.河川総務費、本年度 3,738万 4,000円、前年度対比 2,219万 5,000円の増額は、委託料で 1,520万円の増額は、新川流域水害対策として調整池の詳細設計、そして河川改修工事費で 700万円の増額が主なものです。

項4.都市計画費、目1.都市計画総務費、本年度 5,909万 1,000円、前年度対比 1億 1,655万 7,000円の減額は、人件費で 433万 3,000円の増額、負担金で 1億 9,058万 9,000円の減額は、柏森駅舎整備費が18年度で完了するためです。

続きまして 168、169ページをお願いします。目3.土地区画整理費、本年度 1,867万 5,000円、前年度対比 301万 6,000円の増額は、物件補償費調査委託料の増額であります。

目4.国土調査費、本年度 1,655万 1,000円、154ページの前年度 1,132万 8,000円との差、552万 3,000円の増額は、国土調査費委託料が主なものです。

目5.公園事業費、本年度 4,200万 8,000円、前年度対比 456万 1,000円の増額は、町内の公園管理の一元化に向けてであります。需用費で 128万 6,000円の増額は、砂場等に砂を入れ、修繕費で遊具の塗装、委託料では保守点検、維持管理費で 210万 2,000円の増額、賃借料で 185万円の増額は土地代でございます。また、工事費については、余野の6カ所の公園を下水道に接続するためのものがございます。

続きまして 172、173ページをお願いします。目6.緑化推進事業費、本年度 195万 5,000円、154ページ、前年度が15万 3,000円、前年対比 180万 2,000円の増額であります。平成20年度の県植樹祭に向けて、本年度は堀尾公園で植樹祭をする費用でございます。

目7.雨水排水路費、本年度 4,070万円、前年度対比 150万円の減額でございます。

目8.公共下水道費、本年度 4億 4,459万円、前年度対比 1億66万 3,000円の増額であります。公共下水道特別会計へ繰り出すものです。

項5.住宅費、目1.住宅管理費、本年度 3,425万 6,000円、前年度対比 1,173万 2,000円の増額は、工事費で 400万 2,000円の増額は、火災警報器を54戸の住宅に設置します。また、2階建ての外壁の塗装工事を行うものです。また、委託料では、新規で 935万円の増額は、耐震診断、耐震改修の促進計画及び地域防災マップの作成が主なものです。

以上で、環境建設部の一般会計の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 会議の途中ですが、2時55分まで休憩といたします。

（午後 2時45分）

---

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時55分）

---

議長（安藤 桂君） 続いて、教育部長、説明願います。

教育部長（鈴木宗幸君） 議長から御指名を受けましたので、それでは初めに、平成19年度教育部所管の一般会計当初予算の概要について述べさせていただきます。

学校教育関係でございます。昨年度は第6次総合計画がスタートし、「みんなでつくる中学校」、そしてまた「20年4月の開校」を合言葉に統合中学校建設にと、議員の皆様を初め、明日の学校づくり検討委員会の皆様、そして町執行部、職員が一体となり努力を重ねてまいりました。皆様には大変御心配をかけておりますが、日々着々と工事が進行しており、心より感謝申し上げます。新年度も最善を尽くしていく覚悟でございます。どうぞ御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

新年度は、昨年に続き、第1工区の鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積約1万2,500平方メートルの校舎を建設してまいります。また、第2工区として、造成工事、外構工事に大口神社の移転工事と、そしてまた運動場、屋外プール、テニスコート、クラブハウス、そして両翼90メートルで高さ15メートルのフェンスと内野席を備えた野球場の建設、植栽工事、備品購入をしてまいります。なお、造成工事、外構工事、大口神社移転工事、植栽工事につきましては、19年、20年に継続して工事をする予定でございます。

新生中学校では、教科センター方式という新しい授業の実践を行うもので、地域の学校として、町民を初めとする関係者の多くの皆様に御支援をいただき、進めてまいりたいと考えております。

教育委員会では、これまで同様に「活力ある学校づくり」を目指し、特色ある学校づくりの事業を積極的に支援するとともに、各学校が学校評議員制度を活用し、地域住民の意向を把握し、反映し、協力を得、開かれた学校運営を推進されるよう支援をしていきたいと考えております。

学校は、子供たちがともに学び、夢を語り、ともに鍛え、友情をはぐくむ場所であります。また、地域の豊かな自然と出会い、地域の人々と出会い、地域の伝統や歴史と出会い、それらとともに生きる場所でもあります。そこで学ぶ生徒たちに、そうした思いを伝えていく学校づくりが必要であると考えています。

続いて、生涯学習課関係でございます。大口町生涯学習基本構想の実現を進めたいと考えております。具体的には、町内のさまざまな生涯活動団体と協働事業を推進し、さらにはNPO

法人ウィル大口スポーツクラブや生涯学習関連の団体に学校施設等を優先的に提供して、多目的のスポーツや生き生き土曜学級、カルチャー事業を支援してまいりたいと考えております。

生涯学習課の新年度では、町民の皆様が快適に使用いただけるように施設の整備を実施してまいります。中央公民館では、(仮称)いこい工房整備や集会室暗幕取りかえ、舞台つり物の撤去の改修工事を、学共及び公民館関係では、余野・竹田学習等共同利用施設及びさつきヶ丘集会所を地区の供用開始に伴い、下水道の接続工事及びトイレの一部洋式化を実施してまいります。

町民会館関係では、供用開始に伴い下水道接続工事を、ステージの安全確保を図るために舞台のつり物ワイヤーの改修工事を行います。

温水プールでは、駐車場の混雑緩和のため、駐車場内に旋回場所を設ける工事をしてまいります。

次に、学校給食関係であります。学校給食センターでは、大口町でとれた地場野菜を活用し、地産地消を積極的に進め、安全・安心でおいしい給食による健康づくりと食の安全確保とともに農業の持つ重要性の周知を、身近な学校給食センターの栄養士により食育、健康の学習をし、子供たちの食べ物に対する関心をより高められるよう学校と連携していきたいと考えております。

以上で概要とさせていただきます。

それでは、引き続き一般会計当初予算で、款10. 教育費の主な事業につきまして説明をさせていただきます。

事項別明細書の 182ページ、 183ページをお開きください。

項1.教育総務費、目1.教育委員会費、本年度予算額は254万2,000円で、前年度比80万 7,000円の増額となっております。この主な内容は、 185ページをお願いいたします。節13で委託料の5.教育委員会会議録作成業務委託料68万 3,000円であります。これにつきましては、テープ起こし作業を委託し、ホームページに公開をしてみたいと考え、計上させていただきました。

次に、 182ページ、 183ページの目2.事務局費であります。本年度予算額は1億 3,808万 9,000円で、前年度比 165万 4,000円の増額となっております。この主な内容は、 187ページをお願いいたします。節8.報償費の20. 特別支援教育指導講師 120万円ではありますが、特別支援を必要とする児童の増加傾向に伴い、教員、保護者、児童への指導強化を図るため、昨年に引き続き小学校3校を対象に、専門医により指導をしていただくよう計上させていただいております。

次に 190ページ、 191ページをお願いいたします。目3.学校施設事業基金費、本年度予算額



1億5,000万円は、前年度と同額になっております。これは、町立小・中学校の「明日の学校づくり」のために要する施設整備事業の費用を計画的に積み立てるもので、本年度は各小学校とも校舎の老朽化に伴い、計画的に整備を進めていくため基金に積み立ててまいります。

17年度末の学校施設整備事業基金残額は8億5,300万円であり、18年度当初予算の1億5,000万円に3月の補正予算額のうち第1工区の執行残1億2,600万円を加え、18年度取り崩し額9,000万円を差し引きいたしますと、18年度末の基金残額は10億400万円になります。なお、新年度、統合中学校の建設に向け、7億950万円の取り崩しを予定しております。

続いて190ページ、191ページをお開きいただきたいと思います。項2.小学校費、目1.学校管理費であります。本年度予算額は1億4,730万7,000円で、前年度比1,205万6,000円の増額となっております。この主な内容は、197ページをお願いいたします。4の施設整備事業、節13.委託料で482万4,000円にて北小学校機械室のアスベスト撤去工事設計委託と南小学校校舎の耐震調査を委託してまいります。また、節15の工事請負費であります。昨年は南小学校の機械室のアスベスト撤去と西小学校の下水道接続工事をしてまいりました。本年度は北小学校の機械室のアスベスト撤去工事、北小学校と西小学校の児童増加に伴い、空き教室に空調機設置工事、屋上防水工事として北小学校、西小学校に、そして西小学校防球ネット設置工事を計上させていただいております。

199ページをお願いいたします。7の確かな学力育成のための実践研究事業として、100万6,000円の事業内容は、文部科学省からの指定で北小学校が研究指定校として「学び合いを大切にした算数の授業づくり」をテーマに3年目を迎え、研究実践の結果をまとめ、丹葉地区での発表を行います。

201ページをお願いいたします。8の授業名人活用推進事業では、18年度に西小学校をモデル校として行い、好評を得ましたので継続し、特技などを持った方が授業を行う事業費の計上をさせていただいております。

次に、202ページ、203ページの目2.教育振興費であります。本年度予算額は1,225万2,000円で、前年度比40万7,000円の増額となっております。

続いて、項3.中学校費であります。目1.学校管理費、本年度予算額は8,150万1,000円で、前年度比798万1,000円の減額となっております。この主な内容は、209ページをお願いいたします。6のスクールネット推進事業で1,688万5,000円の計上をしておりますが、これは平成15年から整備してきた中学校のIT環境が整ってきたこと、リースの期間満了後もこの機器を延長することで経費の節減を図ったため、321万4,000円の減額になったものであります。

次に、208ページ、209ページの目2.教育振興費であります。本年度予算額は2,307万5,000円で、前年度比315万7,000円の増額となっております。この主な内容は、209ページの節11.

需用費、印刷製本費 184万 3,000円であります。これは新大口中学校の開校を機に、これまでの大口中61周年と北部中23周年の歩みをつづった記念誌を発行してまいります。

続いて 210ページ、 211ページをお願いいたします。目3.学校建設費であります。本年度予算額は34億 2,467万円で、前年度比22億 4,020万 5,000円の増額となっております。昨年9月に契約した校舎建設、校舎等撤去工事等の第1工区は、入札不調に加え、既存校舎の解体に着手したところ、天井裏にアスベストが見つかり除去作業に、そしてまた既存校舎の取り壊し工事と苦慮しながら進めてまいりましたが、工区割り等、躯体の築造の前倒し、生コンクリートの打設にも限界があり、出来高不足で皆様には大変御心配をおかけしております。新年度は、第1工区校舎建設の18年度残工事と18年・19年度事業の第2工区、プール・部室の建設、運動場、野球場、テニスコートの整備工事と大口神社の移設、植栽工事並びに備品の購入を計上させていただきます。平成20年4月の開校に向けて、教育部一丸となり平成18年度に引き続き事業を実施してまいります。よろしくをお願いいたします。

続いて、生涯学習課関係でございます。

213ページ、 214ページをお願いいたします。項4.社会教育費、目1.社会教育総務費であります。本年度予算額は 7,789万 6,000円で、前年度比 958万 1,000円の増額となっております。この主な内容としましては、人件費、そして 215ページをお願い申し上げます。節13. 芸能文化事業開催委託料では、町内に根づいた活動を支援し、各種団体、児童・生徒との交流を深めてまいります。節19. リフレッシュリゾート施設利用助成金では、日間賀、昼神、下呂、犬山地区において、年1回日帰りまたは宿泊に対する補助を計上させていただきます。

続いて 216ページ、 217ページをお願いいたします。目2.中央公民館費であります。本年度予算額は 6,548万 7,000円で、前年度比 1,048万 5,000円の増額となっております。

219ページをお願いいたします。4の中央公民館施設管理事業で 1,072万 9,000円の増となっております。この主な内容としましては、節15. 集会室の改修工事費として、集会室の暗幕取りかえ、舞台つり物の撤去を、駐車場防草シートの設置工事を、そして(仮称)いこい工房整備工事としまして、中央公民館と温水プールの建物の間にございます旧中央公民館の管理入室を改修し、簡単な食品加工ができる厨房、加工場の工事を計上させていただきます。

次に、 216ページ、 217ページの目3.図書館費であります。本年度予算額は 3,930万 7,000円で、前年度比 366万 3,000円の増額となっております。この主な内容としましては、3.図書館運営事業のうち、 221ページをお願いいたします。節18. 図書館備品購入費としまして、一般図書のほかに第二書庫用書架購入として 137万円、そして4の図書館電算管理事業としまして節14. 電子計算機器賃借料、昨年はリース更新延長で半年分でしたが、本年度は 226万 6,000円増の 436万 6,000円の計上をさせていただきます。

続いて 222ページ、 223ページをお願いいたします。目4.文化財保護費でございます。本年度予算額は 1,777万円で、前年度比 751万 7,000円の減額となっております。この主な内容としましては、昨年度、3.文化財保護事業、節11. 需用費の印刷製本費で大口誕生 100周年記念として「まんが大口町の歴史合本」を作成いたしました。これに伴う減額、及び 225ページをお願いいたします。6の伝統芸能保存事業は、昨年まで3の文化財保護事業としての編成をしておりましたが、町内に残る貴重な伝統芸能を後世に引き継ぐ世代間交流を深めるために計上させていただいております。

続いて 222ページ、 223ページの目5.学共及び公民館管理費であります。本年度予算額は 1,788万 3,000円で、前年度比 1,850万 2,000円の減額となっております。この主な内容としましては、 227ページをお願いいたします。昨年は、節19. 負担金補助及び交付金の補助金で集会施設整備事業 1,515万 9,000円の減、及び節15. 工事請負費で 391万 4,000円の減額となっております。本年度は、工事請負費といたしまして、余野・竹田学共及びさつきヶ丘の集会所下水道接続施設耐震工事と学共施設トイレの一部洋式化に伴う改修工事として計上させていただいております。また、節13で学共などの施設を地域の拠点とするために、事業経験の蓄積を目指すことで地域が主体となった施設の維持管理を目指し、公民館分館活動事業協働委託料として 200万円を計上させていただいております。

次に 226ページ、 227ページの目6.町民会館費であります。本年度予算額は 1,876万 8,000円で、前年度比 424万 6,000円の増額となっております。この主な内容としましては、 229ページをお願いいたします。節15. 工事請負費で、供用開始に伴い下水道接続工事及び舞台のつり物ワイヤーの劣化とステージ上の安全性強化を図るために工事を計上させていただいております。

次に 228ページ、 229ページの目7.健康文化センター費であります。本年度予算額は 138万 2,000円で、前年度比 4万 1,000円の減額となっております。

続いて 230ページ、 231ページをお願いいたします。項5.保健体育費、目1.保健体育総務費であります。本年度予算額は 4,515万 2,000円で、前年度比 1,051万円の減額となっております。この主な内容としましては、人件費によるものでございます。

続いて 234ページ、 235ページをお願いいたします。目2.体育施設費であります。本年度予算額は 9,807万 6,000円で、前年度比 780万 1,000円の増額となっております。この主な内容としましては、3の社会体育施設（プール）管理事業のうち、節13. プール受付及び監視業務等委託料 628万 5,000円の増、 237ページをお願いいたします。節15. 工事請負費として、駐車場の混雑解消するため、現在の駐車場内に旋回場所を設けるプール駐車場整備工事費で 130万円を計上させていただいております。

次に 238ページ、 239ページをお願いいたします。目3. 野外活動施設費であります。本年度予算額は 558万 4,000円で、前年度比19万円の減額となっております。

次に、目4. 健康文化センター費であります。本年度予算額は 3,560万 8,000円で、前年度比 429万 9,000円の増額となっております。この主な内容としましては、節13. トレーニングセンター等委託料の増額は、従来、健康課において委託しておりました夜間管理業務委託費と生涯学習課の臨時職員賃金を一本化しまして、トレーニングセンター等委託業務に総合受付業務及び研修センター管理業務を含めて計上させていただいています。この取り組みによりまして 300万円ほどの経費節減を図りつつ、夜間におきましても研修センターの仮受付等を実施してまいります。

続いて 240ページ、 241ページをお願いいたします。項6. 学校給食費、目1. 給食センター総務費であります。本年度予算額は 3,666万円で、前年度比 580万 3,000円の増額となっております。この内容としましては、人件費によるものでございます。

続いて 242ページ、 243ページをお願いいたします。目2. 給食センター運営費であります。本年度予算額は 1億 2,889万 3,000円で、前年度比 415万 3,000円の増額となっております。この主な内容としましては、4の学校給食センター施設管理事業として、節11. 需用費のうちLPガスの高騰に伴う燃料費等で 289万 9,000円の増額、 245ページをお願いいたします。節18. 給食センター用備品購入費についてであります。食器消毒保管庫等で 200万円を計上させていただいております。

以上で、議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算、教育部所管の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第22号について、総務部長、説明願います。

総務部長（森 進君） それでは、議案第22号 平成19年度大口町土地取得特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算は歳入歳出それぞれ 2,000円で、18年度と同額でございます。歳入及び歳出の内容につきましては、19年度の予算に関する説明書の 261ページから 267ページをごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第22号 平成19年度大口町土地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第23号から議案第26号までについて、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議案第23号 平成19年度大口町介護保険特別会計予算から議案第26号 平成19年度大口町国際交流事業特別会計予算までの説明をさせていただきます。

初めに、議案第23号 平成19年度大口町介護保険特別会計予算について、その内容について説明させていただきます。

予算に関する説明書の 271ページ、 272ページをお願いいたします。

まず歳入について説明をさせていただきます。

款1.項1.介護保険料、目1.第1号被保険者保険料、本年度予算額 1億 6,552万 6,000円、対前年度比較で 1,154万 3,000円の増額となっております。基準月額保険料は 3,450円で、第1号被保険者数は 3,684人を予定いたしております。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.介護給付費負担金、本年度予算額 1億2,171万3,000円、対前年度比較で 721万 1,000円の増額となっております。給付費の支出見込み額を 6億 6,247万 4,000円見込んでおりまして、施設サービスにつきましては15%、居宅サービスにつきましては20%分を予算計上いたしております。

項2.国庫補助金、目1.調整交付金、本年度予算額 1,238万 8,000円、対前年度比較で68万 4,000円の増額となっております。現年分の調整交付金につきましては、1.81%分を見込んでおります。

目2.地域支援事業交付金、本年度予算額 430万 6,000円、対前年度比較で7万 7,000円の増額となっております。介護予防事業25%、包括的支援事業及び任意事業40.5%を見込んでおります。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、本年度予算額 2億 1,217万 5,000円、対前年度比較で 1,172万 5,000円の増額となっております。40歳から64歳までの第2号被保険者に係る保険料分で、負担率は31%であります。

目2.地域支援事業交付金、本年度予算額 154万 6,000円、対前年度比較で45万 5,000円の減額となっております。国の交付率は地域支援事業に対して31%であります。

273ページ、 274ページをお願いします。款5.県支出金、項1.県負担金、目1.介護給付費負担金、本年度予算額 1億72万 8,000円、対前年度比較で 508万円の増額となっております。介護給付費のうち、施設サービスにつきましては17.5%、居宅サービスにつきましては12.5%分を予算計上いたしております。

項3.県補助金、目1.地域支援事業交付金、本年度予算額 215万 2,000円、対前年度比較で3万 8,000円の増額となっております。県の負担率は、介護予防事業分としまして12.5%、包括的支援事業、任意事業分としまして 20.25%であります。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.介護給付費繰入金、本年度予算額 8,555万 4,000円、対前年度比較で 472万 7,000円の増額となっております。介護給付費に係る12.5%分でありま

目2.地域支援事業繰入金、本年度予算額 453万 9,000円、対前年度比較で 242万 1,000円の減額となっております。地域支援事業の繰入金は、全体事業費から国県支出、支払基金交付金、利用者負担を差し引いた額を計上いたしております。

目3.その他一般会計繰入金、本年度予算額 5,346万 2,000円、対前年度比較で 380万 5,000円の増額となっております。職員給与費及び介護認定調査、認定審査等の事務に係る繰入金でございます。

275ページ、276ページをお願いします。款8.諸収入、項2.目1.雑入、本年度予算額 857万 9,000円、対前年度比較で 670万 9,000円の減額となっております。減額の主な要因は、地域支援事業としての新予防給付に係る要支援1、あるいは要支援2の対象者が推計より伸びていないことによる予防給付介護計画作成事務費、いわゆるケアプラン作成料等の減額によるものであります。

277ページ、278ページをお願いします。

歳出について説明させていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額 4,542万 3,000円、対前年度比較で 278万 7,000円の増額となっております。増額の主な要因は、職員給与費でございます。

279ページ、280ページをお願いします。項2.目1.介護認定審査会費、本年度予算額 299万 6,000円、対前年度比較で22万 3,000円の減額となっております。

目2.認定調査等費、本年度予算額 435万 3,000円、対前年度比較で10万 1,000円の増額となっております。

281ページ、282ページをお願いします。款2.保険給付費、項1.目1.介護サービス等給付費、本年度予算額 6億 6,247万 4,000円、対前年度比較で 3,650万円の増額となっております。その主な要因は、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の増加であります。第3期介護保険事業計画により、居宅介護サービス給付費を2億 1,405万5,000円、施設介護サービス給付費を3億 348万 6,000円、介護予防サービス給付費を7,306万円、地域密着型介護サービス給付費を 2,989万 5,000円それぞれ見込んでおります。

項3.目1.高額介護サービス等費、本年度予算額 672万円、対前年度比較で 432万円の増額となっております。増額の主な要因は、要介護認定者のサービス利用が伸びたことによるものでございます。

283ページ、284ページをお願いします。項4.目1.市町村特別給付費、本年度予算額 340万円、対前年度比較で 100万円の増額となっております。介護用品購入支援費に加え、介護保険在宅サービス利用支援費として、低所得者に対する通所系のサービスに係る食費等の支援費を新規計上いたしております。

項5.目1.特定入所者介護サービス等給付費、本年度予算額 1,841万 5,000円、対前年度比較 101万 2,000円の増額となっております。所得の低い施設入所者の居住費及び食費に係る給付費であります。

款3.地域支援事業費、項1.介護予防事業費、目1.介護予防特定高齢施策費、本年度予算額 378万円 2,000円、対前年度比較で 210万 8,000円の減額となっております。要支援または要介護の状態になるおそれのある特定高齢者を対象にした介護予防に係る事業費であります。

目2.介護予防一般高齢施策費、本年度予算額 155万 7,000円、対前年度比較で42万 9,000円の増額となっております。一般高齢者を対象とした介護予防に係る事業費であります。

285ページ、286ページをお願いします。項2.目1.包括的支援事業費、本年度予算額で 1,578万 3,000円、対前年度比較で 962万 5,000円の減額となっております。地域包括支援センターの運営等に係る経費でございます。

項3.目1.任意事業費、本年度予算額34万 7,000円、対前年度比較で27万 8,000円の減額となっております。家族介護支援、住宅改修支援等の経費でございます。

287ページ、288ページをお願いします。款4.項1.目1.財政安定化基金拠出金、本年度予算額72万円で、前年度と同額でございます。給付費の財源不足に備えまして、国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつ拠出するものでございます。

款5.項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金、本年度予算額 509万 6,000円、対前年度比較で92万 2,000円の増額となっております。

289ページから 294ページに給与費明細書を添付しましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第23号 平成19年度大口町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続いて、議案第24号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計予算について、その内容を説明させていただきます。

予算に関する説明書の 298ページ、299ページをお願いします。

まず最初に、歳入について説明をさせていただきます。

款1.項1.国民健康保険税、目1.一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額 4億 1,600万円、対前年度比較で 2,800万円の減額となっております。減額の要因は、平成18年度からの繰越金が1億円を超える見込みであり、一般会計からのその他繰入金とあわせて税率の見直しを図ったことによるものでございます。

目2.退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額 1億 8,860万円で、対前年度比較で 650万円の増額となっております。増額の主な要因は、退職被保険者数の増加によるものでございます。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、本年度予算額 3億160万1,000円、対前年度比較は一般被保険者数の減少により 1,659万 8,000円の減額となっております。このうち療養給付費は、医療分 2億 1,830万円、老健拠出金分 8,330万円を見込んでおります。

目2.高額医療費共同事業負担金、本年度予算額 522万 2,000円、対前年度比較 184万円の減額でございます。

300ページ、301ページをお願いいたします。項2.国庫補助金、目1.財政調整交付金、本年度予算額 1,514万円、対前年度比較で 800万円の減額となっております。減額の主な要因は、一般被保険者の医療費の減少及び国保加入者の所得の増加によるものでございます。

目2.システム改修費補助金、本年度予算額 250万円を後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金として新規計上いたしております。

款4.項1.目1.療養給付費交付金、本年度予算額 5億2,300万1,000円、対前年度比較で 5,708万 4,000円の増額です。増額の要因は、退職被保険者数の増加であります。

款5.県支出金、項1.県負担金、目1.高額医療費共同事業負担金、本年度予算額 522万 2,000円、対前年度比較で 184万円の減額となっております。

項2.県補助金、目1.県費補助金、本年度予算額 5,775万円、対前年度比較で 435万円の減額となっております。減額の主な要因は、一般被保険者数の減少によるものであります。

款6.項1.共同事業交付金、目1.高額医療費共同事業交付金、本年度予算額は前年度と同額の 2,000万円を計上いたしております。

目2.保険財政共同安定化事業交付金 1億 3,000万円の新規計上で、その内容は、平成18年10月から新たに施行された制度で、レセプト 1件当たり30万円を超え80万円以下の給付費全額から 8万円を控除し、100分の59を乗じた金額が毎月交付されるといった制度のものでございます。

302ページ、302ページをお願いいたします。款7.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額 1億 7,797万 1,000円、対前年度比較で 1,408万 3,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費等繰入金、出産育児一時金及び財政安定化支援事業繰入金につきましてはそれぞれ増加となっておりますが、その他一般会計繰入金につきましては、平成18年度からの繰越金が1億円を超える見込みとなり、税率とあわせて見直しを図ったことにより 3,000万円減額となったことによるものでございます。

款8.項1.繰越金、目2.その他繰越金、本年度予算額 7,000万円、前年度繰越金を計上いたしました。

306ページ、307ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。



款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額 4,649万 4,000円、対前年度比較で 638万 4,000円の増額となっております。増額の主な要因は、職員給与費で 609万 5,000円減額となったものの、国民健康保険システム改修委託料 1,197万円を新規計上したことによるものでございます。

308ページ、309ページをお願いいたします。款2.保険給付費、項1.療養諸費、目1.一般被保険者療養給付費、本年度予算額 5億 3,000万円、対前年度比較で 4,000万円の減額となっております。被保険者数 3,500人、1人当たり15万 1,429円で計上いたしております。

310ページ、311ページをお願いいたします。目2.退職被保険者等療養給付費、本年度予算額 5億 3,000万円、対前年度比較で 4,000万円の増額となっております。被保険者 1,870人、1人当たり28万 3,422円で計上いたしております。

目3.一般被保険者療養費、本年度予算額、前年度と同額の 1,000万円を計上いたしております。1人当たり 2,857円で計上いたしております。

目4.退職被保険者等療養費、本年度予算額 1,200万円、対前年度比較で 300万円の増額となっております。1人当たり 6,417円で計上いたしております。

項2.高額療養費、目1.一般被保険者高額療養費、本年度予算額 6,000万円、対前年度比較で 500万円の増額となっております。1人当たり1万 7,143円で計上いたしております。

目2.退職被保険者等高額療養費、本年度予算額 5,000万円、対前年度比較で 1,000万円の増額となっております。1人当たり2万 6,738円で計上いたしております。

312ページ、313ページをお願いします。項4.出産育児諸費、目1.出産育児一時金、本年度予算額 1,050万円。出産育児一時金の額、1人30万円から35万円に引き上げ、30人分を計上いたしております。

項5.葬祭諸費、目1.葬祭費、本年度予算額 500万円。葬祭費の額、1件8万円から5万円に引き下げ、100件分を計上いたしております。

款3.項1.老人保健拠出金、目1.老人保健医療費拠出金、本年度予算額 3億 5,500万円、対前年度比較で 500万円の減額となっております。国保分 2億 4,500万円、社保分 1億 1,000万円を計上いたしております。

314ページ、315ページをお願いいたします。目2.老人保健事務費拠出金、前年度と同額の 400万円を計上いたしております。

款4.項1.目1.介護納付金、本年度予算額 8,743万 6,000円、対前年度比較で 1,207万 1,000円の減額となっております。

款5.項1.共同事業拠出金、目1.高額医療費拠出金、本年度予算額 2,088万 9,000円、対前年度比較 736万 3,000円の減額となっております。国保連合会からの通知に基づきまして予算計

上いたしております。

目3.保険財政共同安定化事業拠出金 1億 3,369万 2,000円を新規計上いたしました。算定につきましては、国保連合会からの通知に基づきまして予算計上いたしております。

316ページ、317ページをお願いいたします。款6.項1.保健事業費、目1.疾病予防費、本年度予算額 1,128万 3,000円、対前年度比較で77万 3,000円の減額となっております。減額の主な理由は、がん検診委託料を国保健診から除外したことによるものであります。なお、新たに特定健康診査実施計画委託料 423万 2,000円を新規計上いたしております。

目2.保健衛生普及費、本年度予算額 167万 8,000円を計上いたしました。健康家庭記念品27万円、健康推進事業委託料30万円などを計上いたしております。

320ページから 325ページまで給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第24号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続いて、議案第25号 平成19年度大口町老人保健特別会計予算について、その内容を説明させていただきます。

予算に関する説明書の 329ページ、330ページをお開きください。

まず歳入について説明させていただきます。

現在、老人保健の医療費に係る基金、国庫、県費、町費の負担割合につきましては、一定以上の所得のある方、いわゆる現役並み所得のある方の医療費につきましては、基金が 100%負担することとなっておりますが、一般の所得の方の医療費につきましては、基金が12分の6、国庫が12分の4、県と町がそれぞれ12分の1の負担割合となっております。歳入につきましては、そうした負担割合により予算を計上いたしました。

まず、款1.項1.支払基金交付金、目1.医療費交付金、本年度予算額 7億 2,819万 7,000円、対前年度比較 4,175万 1,000円の減額となっております。

款2.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.医療費負担金、本年度予算額 4億 992万 7,000円、対前年度比較 1,002万円の増額となっております。

款3.県支出金、項1.目1.県負担金、本年度予算額 1億 248万 2,000円、対前年度比較 250万 6,000円の増額となっております。

款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額 1億 248万 2,000円、対前年度比較 250万 2,000円の増額となっております。

331ページ、332ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

款1.項1.医療諸費、目1.医療給付費、本年度予算額13億1,589万8,000円。平均受給者 1,642人、1人当たりの支給額80万 1,400円で計上いたしました。

目2.医療費支給費、本年度予算額 2,919万 2,000円。1人当たりの支給額を1万 7,778円で計上いたしました。

以上で、議案第25号 平成19年度大口町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 平成19年度大口町国際交流事業特別会計予算について、その内容を説明させていただきます。

予算に関する説明書の 336ページ、 337ページをお願いします。

まず歳入でございますが、款1.項1.目1.繰越金といたしまして、本年度予算額50万 9,000円を計上いたしました。

338ページ、 339ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款1.項1.目1.国際交流費、本年度予算額28万 7,000円、対前年度比較164万 8,000円の減額となっております。内容につきましては、国際交流事業推進委員会委員報償金、ホームステイ補助金等を計上いたしました。

以上で、議案第26号 平成19年度大口町国際交流事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第27号及び議案第28号について、環境建設部長、説明願います。

環境建設部長（山田三夫君） それでは、議案第27号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

343ページ、 344ページをお開きください。

歳入から説明させていただきます。

款1.分担金及び負担金、項1.負担金、目1.公共下水道事業負担金、本年度 4,070万 4,000円、前年度比1億 6,340万 3,000円の減額につきましては、供用開始の面積が平成18年度 132ヘクタールから本年度31ヘクタールに減少したため減額をするものでございます。

款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料、本年度1億 6,652万 5,000円、前年度対比 3,739万 8,000円、接続件数の伸び及び企業の景気がよいため使用料が増加するものでございます。

款3.国庫支出金、項1.国庫補助金、目1.下水道事業費国庫補助金、本年度1億 100万円、前年度対比 600万円の増額については、特定環境保全公共下水道事業補助金の増加、そして汚水処理施設整備交付金の増加でございます。

款4.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.一般会計繰入金、本年度4億 4,459万円、前年度対

比 1 億66万 3,000円の増加。受益者負担金の減少に伴い、一般会計から繰り入れを増加するものでございます。

続いて 345ページ、 346ページをお開きください。項2.雑入、目1.雑入、本年度31万 1,000円、前年度対比 475万円の減額については、消費税の減でございます。

款7.項1.町債、目1.下水道事業債、本年度 2 億 3,500万円、前年度対比 7,170万円の増額は、公共下水道事業債、そして特定環境保全公共下水道事業債が伸びておるためでございます。

また、予算書の 3 ページには地方債を記載しておりますので、後ほどごらんください。

続いて 367ページ、 368ページをお開きください。

歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度 4,719万 8,000円、前年度対比 1,178万 3,000円の減額は、人件費で 333万 5,000円の減額、委託料で昨年度、五条川右岸事業認可変更図面作成費 795万 9,000円の減額が主なものです。

続いて 349ページ、 350ページをお願いいたします。目2.維持管理費、本年度 1 億 2,187万 5,000円、前年度対比 3,446万 3,000円の増額は、委託料で新規下水道使用料徴収業務委託料 262万 5,000円と、負担金で右岸流域下水道維持管理費で 3,158万 5,000円の増額、これは使用料の増でございます。

続いて351、352ページをお願いいたします。款2.項1.目1.下水道建設費、本年度 5 億 3,529万 3,000円、前年度対比 1,875万 2,000円の増額でございます。報償費で 2,684万 4,000円の減額は、前納報奨金の減でございます。委託料で 162万 7,000円の増額は、工事請負費で 3,272万 5,000円の増額、負担金で水道管切り回し 1,112万 5,000円の増額が主なものでございます。

款3.公債費、項1.公債費、目1.元金、本年度 1 億 5,977万 1,000円、前年度対比288万7,000円の増額は、財務省で 319万 7,000円の減額、総務省で 277万 8,000円の増額、公営企業で 330万 6,000円の増額が主なものです。

続いて 353ページ、 354ページをお開きください。目2.利子、本年度 1 億 1,949万 4,000円、前年度比 171万 1,000円の減額は、前年度未借り入れ分が主なものでございます。

款4.項1.目1.予備費、五条川右岸流域の接続件数の増加が予測されるため、維持管理費の不足に対応するため、本年度、新規に計上するものでございます。

355ページ以後には給与費明細書、債務負担行為、地方債、負債額等の一覧表を記載しておりますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第28号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

376、 377ページをお開きください。

2 . 歳入については、前年度とあまり変更がございません。

款3.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金の増額については、使用料の徴収業務委託料を新規でお願いするために、34万 8,000円の増額をお願いするものです。

378、 379ページをお開きください。

3 . 歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度 612万 5,000円、前年度対比13万 3,000円の増額は、人件費の増額であります。

目2.施設管理費、本年度 1,907万 4,000円、前年度対比12万 8,000円の増額は、委託料で新規の使用料徴収業務で44万 9,000円、負担金で新規の伊賀市環境保全で1万 4,000円の増額が主なものです。

382ページ以後には給与費明細、債務負担行為を連記しておりますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第28号の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第29号について、教育部長、説明願います。

教育部長（鈴木宗幸君） それでは、議案第29号 平成19年度大口町社本育英事業特別会計歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

事項別明細書の 392ページ、 393ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

款1.教育基金財産収入、項1.財産収入、目1.利子収入であります。本年度予算額は24万円で、前年度と同額でございます。これは基金 4,000万円をもとに振りかえ運用することによって24万円の利子収入が見込まれるため、計上したものでございます。

次に、款2.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金であります。本年度予算額は94万円で、前年度比11万円の減額となっております。

394ページ、 395ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1.交付金、項1.奨学交付金、目1.奨学交付金であります。本年度予算額は35万円で、前年度と同額でございます。交付の内容につきましては、本町の中学校に在学し、高等学校に進学を希望する者のうちから、奨学資金を授与するものでございます。

また、款2.予備費、項1.予備費、目1.予備費であります。本年度予算額は83万円で、前年度比11万円の減額となっております。

以上で、議案第29号の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第30号から議案第32号までについて、総務部長、説明願いま

す。

総務部長（森 進君） それでは、議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから、議案第32号 尾張市町交通災害共済組合理約の変更についてまで、順次説明をさせていただきます。

まず、議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

愛知県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約。愛知県市町村職員退職手当組合理約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合理約第1号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、5 ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、地方自治法の一部改正が主な理由ではありますが、これにあわせて退職手当組合議会の議員の定数及び選挙区についても改正を行うものであります。

第5条、組合議会の組織及び議員の選挙方法を定める規定は、組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は、14人とする。

第2項、組合議会の議員（以下「議員」という。）は、別表第2の議員の選挙区ごとに定める定数により当該選挙区の組合市町村の長が互選した者をもって充てる。

また、地方自治法の改正に伴う一部改正では、第10条、会計管理者及び職員の規定で、組合に会計管理者及び職員を置く。

第2項、前項の会計管理者及び職員は、組合長が任免する。

6 ページをお願いします。

別表を別表第1、組合市町村と、7 ページ、別表第2、組合議会の選挙区、議員の定数及び選挙区の組合市町村とに整理をするものであります。

4 ページへお戻りください。

附則、この規約は平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び別表の改正規定並びに別表第1の次に1表を加える改正規定は、平成19年4月1日以後最初に行われる議員の一般選挙から施行する。

以上で、議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についての説明とさせていただきます。

次に、議案第31号 丹羽広域事務組合理約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

丹羽広域事務組合理約の一部を改正する規約。丹羽広域事務組合理約（平成14年2月5日13

令尾行第 813号)の一部を次のように改正する。

改正の内容は、2 ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改めるものでございます。

1 ページへお戻りください。

附則、この規約は平成19年4月1日から施行する。

以上で、議案第31号 丹羽広域事務組合規約の変更についての説明とさせていただきます。

次に、議案第32号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。

尾張市町交通災害共済組合規約の一部を改正する規約。尾張市町交通災害共済組合規約（昭和44年9月1日指令地第 116号）の一部を次のように改正する。

改正の内容は、議案第31号 丹羽広域事務組合規約の変更についてと同様、地方自治法の改正に伴う「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改正をするものであります。

附則、第1項、この規約は平成19年4月1日から施行する。

第2項、この規約の施行日以後において、管理者の属する組合市町の収入役が在職するときは、この規約による改正後の規約第6条第4項中「組合市町の会計管理者」とあるのは、「組合市町の収入役」と読みかえるものとする。

なお、2 ページに新旧対照表を添付してありますので、御参照をいただきたいと思います。

以上で、議案第32号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更についての説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 続いて議案第33号から議案第36号までについて、環境建設部長、説明願います。

環境建設部長（山田三夫君） それでは、議案第33号 尾張農業共済事務組合規約の変更についての内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

尾張農業共済事務組合規約の一部を改正する規約。尾張農業共済事務組合規約（平成15年2月12日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

2 ページの新旧対照表で説明させていただきます。

第8条関係ですが、「収入役」を「会計管理者」にするものです。第4項で「収入役」を「会計管理者」にするものです。第5項で「吏員その他の職員」を「職員」にするものです。

第9条で、「副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に、第2項で「副管理者及び収入役」を「及び副管理者」にするものです。

1ページをお開きください。

附則、第1項、この規約は平成19年4月1日から施行する。

第2項、管理者の属する市町に収入役が在職する間における改正後の第8条第4項の規定の適用については、同項中「市町の会計管理」とあるのは、「市町の収入役」と読みかえるものであります。

以上で、議案第33号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第34号 大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の制定についての内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約でございます。

第1条関係、地方自治法の規定に基づき、大口町と丹羽広域事務組合との間に公共下水道等使用料の徴収事務の委託について必要な事項を定める内容でございます。

第2条関係、公共下水道等使用料の算定に関する事務等、委託事務の範囲を定める内容でございます。

第3条関係でございます。委託事務の管理及び執行について、大口町下水道条例等の定めるところによるものの内容でございます。

第4条関係、委託事務の管理及び執行に必要な経費は大口町の負担とし、その額等は別に定めるものです。

第5条関係、丹羽広域事務組合は委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出の経理を明確にしておく内容でございます。

2ページをお開きください。

6条関係でございます。委託事務の管理及び執行について適用される条例等を改正しようとする場合は、あらかじめ相手方に通知をしなければならない内容でございます。

7条関係でございます。規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、大口町及び丹羽広域事務組合が協議して定めるものです。

附則、この規約は平成19年7月1日から施行し、その有効期間を平成20年6月30日までとしますが、双方別段の意思表示がない場合は、さらに継続するものです。

また、参考資料については後ほどごらんくださるようお願いして、以上で議案第34号の説明とさせていただきます。



続いて、議案第35号 大口町道路線の廃止について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

路線番号 142、路線名、町道河北42号線、起点、河北二丁目 354番地先、終点、河北二丁目 468番地先。

路線番号 829、路線名、町道下小口 129号線、起点、竹田二丁目 297番地先、終点、丸一丁目 272番地先。

路線番号1560、路線名、町道大屋敷60号線、起点、竹田二丁目 197番地先、終点、竹田三丁目 806番地先。

2 ページ以後には図面を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第35号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第36号 大口町道路線の認定についての内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

路線番号 142、路線名、町道河北42号線、起点、河北二丁目 354番 1 地先、終点、河北二丁目 467番地先。

路線番号 201、路線名、町道河北 101号線、起点、河北二丁目 461番地先、終点、河北二丁目 472番 1 地先。

路線番号 605、路線名、町道中小口 105号線、起点、新宮一丁目 131番地先、終点、新宮一丁目 127番 2 地先。

路線番号 829、路線名、町道下小口 129号線、起点、竹田三丁目 806番地先、終点、竹田二丁目 297番地先。

路線番号 849、路線名、町道下小口 149号線、起点、竹田二丁目 197番地先、終点、竹田二丁目 226番地先。

2 ページ以後には図面等を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

---

#### 散会の宣告

議長（安藤 桂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすからは議案精読のため休会とし、3月6日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、3月5日月曜日正午となっておりますので、時間厳守にてお願いいたします。

それでは大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 4時17分)